

平成 21 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成21年3月4日

開 議 午前9時30分

末武議長

おはようございます。執行部、土地改良課長、久保田正章君欠席のため、課長補佐 森末史博君が出席しておりますので報告します。ただ今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

栗田町長

招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 栗田隆義君

皆さん、おはようございます。本日は平成21年まんのう町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご参集賜り厚くお礼を申し上げます。月日の経つのは早いもので私も町長に就任してから3年近く経っております。平成21年度は私の第1期目の任期を締めくくる重要な年でございます。新しい町作りにより一層全力で取り組んでいく覚悟でございますので今後ともよろしくをお願いいたします。本定例会に上程いたしましたのは、21年度予算をはじめ全議案35件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

末武議長
久留嶋議会
事務局長

日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之

ご報告申し上げます。初めに町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案35件を受理いたしました。次にまんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく意見書3件を受理いたしました。次に総務常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に組合議会関係について、

平成20年12月24日 平成20年第3回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について、他2件が審議されております。

平成21年2月19日 平成21年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第1号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、他8件が審議されております。

平成21年2月25日 平成21年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開催され、議案第1号 平成20年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)他11件の審議がされております。

平成21年3月2日 平成21年第1回財田川防災組合議会定例会が開催され、議案第1号 平成20年度財田川防災組合一般

| | | | |
|-------|---------------|---|-------------------------------|
| 日程第 1 | 久留嶋議会 事務局長 | 会計補正予算（第 1 号）が審議されております。 | |
| | 末武議長 | 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 20 年 1 1 月分から平成 21 年 1 月分の一般会計収支、各特別会計収支、及び水道事業会計収支の出納検査報告がまいっております。以上で報告を終わります。 | |
| | | 議会報告を終わります。 | |
| | | ここで暫時休憩をいたします。 | 休憩 9 時 3 3 分 |
| | | 休憩を戻して会議を再開いたします。 | 再開 1 3 時 0 0 分 |
| | | 日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 | |
| | | 議会運営委員長 三好勝利君 | |
| | 三好議会 運営委員長 | 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 | |
| | | 2 月 2 7 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、5 名が出席いたしまして、3 月定例会運営について慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。 | |
| | | 平成 20 年度一般会計補正予算、及び平成 21 年度一般会計予算審議の方法は、昨年同様、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分について、それぞれの委員会において審査、質疑終結までして、その結果を総務常任委員会に報告する。総務常任委員会は、報告を受けた後、全体的最終的な審査を行うこととします。 | |
| | | それでは、お手元に配布されております、議事日程第 1 号について、ご説明を申し上げます。 | |
| | | 日程第 1 議会運営委員会報告 | 議会運営委員長 |
| | | 日程第 2 会議録署名議員の指名 | |
| | | 日程第 3 会期の決定 | 【本日から、3 月 1 9 日の 1 6 日間と致します】 |
| | | 日程第 4 施政方針 | |
| | | 日程第 5 付託案件及び所管事務調査の委員長報告 | 総務常任委員長 |
| | | 日程第 6 所管事務調査の委員長報告 | 教育民生常任委員長 |
| | | 日程第 7 所管事務調査の委員長報告 | 建設経済常任委員長 |
| | | 日程第 8 交通対策特別委員会の委員長報告 | 交通対策特別委員長 |
| | | 日程第 9 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告 | 満濃中学校改築調査特別委員長 |

| | | | | | | |
|---------------|--------|----------|---|-----------|------|--|
| 三好議会 運営委員長 | 日程第 10 | 意見書第 1 号 | 家族従業者の人権保障のため 所得税法第 5 6 条の 廃止をもとめる意見書 案 平成 2 0 年 1 2 月議会継続 | | 【即決】 | |
| | 日程第 11 | 議案第 1 号 | まんのう町 課設置条例の一部改正について | | 【即決】 | |
| | 日程第 12 | 議案第 2 号 | まんのう町 環境基本条例の一部改正について | | 【即決】 | |
| | | | 議案第 1 号、議案第 2 号の 2 議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。 | | | |
| | 日程第 13 | 議案第 3 号 | まんのう町 職員の勤務時間、休暇等に関する 条例等の一部改正について | | 【即決】 | |
| | 日程第 14 | 議案第 4 号 | まんのう町 手数料条例の一部改正について | 教育民生常任委員会 | 【付託】 | |
| | 日程第 15 | 議案第 5 号 | まんのう町 介護保険条例の一部改正について | 教育民生常任委員会 | 【付託】 | |
| | 日程第 16 | 議案第 6 号 | まんのう町 介護従事者処遇改善 臨時特例 基金条例の制定について | 教育民生常任委員会 | 【付託】 | |
| | 日程第 17 | 議案第 7 号 | まんのう町 都市公園条例の一部改正について | 総務常任委員会 | 【付託】 | |
| | 日程第 18 | 議案第 8 号 | まんのう町 かりん亭の設置及び管理に関する 条例の制定について | 総務常任委員会 | 【付託】 | |
| | 日程第 19 | 議案第 9 号 | 緑地等利用施設 かりん広場条例の一部改正 について | 総務常任委員会 | 【付託】 | |
| | 日程第 20 | 議案第 10 号 | 人づくり研修施設 かりん会館条例の一部改正 について | 総務常任委員会 | 【付託】 | |
| | | | 議案第 8 号から議案第 1 0 号の 3 議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。 | | | |
| | 日程第 21 | 議案第 11 号 | まんのう町 学校給食費 徴収条例の一部改正 について | 教育民生常任委員会 | 【付託】 | |

| | | | | |
|---------------|--------|----------|--|----------------|
| 三好議会 運営委員長 | 日程第 22 | 議案第 12 号 | 字の区域の変更について | 建設経済常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 23 | 議案第 13 号 | 平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算 案 第 5 号 | 総務常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 24 | 議案第 14 号 | 平成 20 年度 まんのう町国民健康保険特別会計 補正予算 案 第 3 号 | 教育民生常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 25 | 議案第 15 号 | 平成 20 年度 まんのう町老人保健特別会計 補正予算 案 第 2 号 | 教育民生常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 26 | 議案第 16 号 | 平成 20 年度 まんのう町後期高齢者医療 特別会計補正予算 案 第 1 号 | 教育民生常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 27 | 議案第 17 号 | 平成 20 年度 まんのう町介護保険特別会計 補正予算 案 第 2 号 | 教育民生常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 28 | 議案第 18 号 | 平成 20 年度 まんのう町診療所特別会計 補正予算 案 第 1 号 | 教育民生常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 29 | 議案第 19 号 | 平成 20 年度 まんのう町簡易水道特別会計 補正予算 案 第 2 号 | 建設経済常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 30 | 議案第 20 号 | 平成 20 年度 まんのう町下水道特別会計 補正予算 案 第 1 号 | 建設経済常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 31 | 議案第 21 号 | 平成 20 年度 まんのう町浄化槽整備 推進事業 特別会計補正予算 案 第 1 号 | 建設経済常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 32 | 議案第 22 号 | 平成 21 年度 まんのう町一般会計予算 案 | 総務常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 33 | 議案第 23 号 | 平成 21 年度 まんのう町国民健康保険 特別会計予算 案 | 教育民生常任委員会 【付託】 |
| | 日程第 34 | 議案第 24 号 | 平成 21 年度 まんのう町老人保健特別会計 予算 案 | 教育民生常任委員会 【付託】 |

| | | | | | |
|---------------|--------|----------|--|-----------|------|
| 三好議会 運営委員長 | 日程第 35 | 議案第 25 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町後期高齢者医療 特別会計予算 案 | 教育民生常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 36 | 議案第 26 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町介護保険特別会計 予算 案 | 教育民生常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 37 | 議案第 27 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町診療所特別会計 予算 案 | 教育民生常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 38 | 議案第 28 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町簡易水道特別会計 予算 案 | 建設経済常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 39 | 議案第 29 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町下水道特別会計 予算 案 | 建設経済常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 40 | 議案第 30 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町農業集落排水 特別会計予算 案 | 建設経済常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 41 | 議案第 31 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町浄化槽整備 推進事業 特別会計予算 案 | 建設経済常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 42 | 議案第 32 号 | 平成 2 1 年度 まんのう町水道事業会計予算 案 | 建設経済常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 43 | 議案第 33 号 | 工事請負 変更契約の締結について 平成 1 9 年度 まんのう町 音声告知放送 システム整備工事 | | 【即決】 |
| | 日程第 44 | 議案第 34 号 | まんのう町 国民健康保険条例の一部改正 について | 教育民生常任委員会 | 【付託】 |
| | 日程第 45 | 議案第 35 号 | 教育委員会 委員任命の同意について | | 【即決】 |
| | 日程第 46 | 意見書第 1 号 | 公的資金の繰上償還に係る要件の緩和等を 求める意見書 案 | 総務常任委員会 | 【付託】 |

| | |
|---------------|--|
| 三好議会 運営委員長 | <p>日程第 47 意見書第 2 号 インターネット上の 個人情報と人権擁護を 求める意見書 案 総務常任委員会 【付託】</p> |
| 末武議長 | <p>日程第 48 意見書第 3 号 気候保護法 の制定に関する意見書 案 教育民生常任委員会 【付託】</p> |
| 藤田議員 | <p>なお、一般質問は 3 月 5 日の本会議にて行います。 以上の日程で、意見の一致を見、午後 0 時、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の、報告を終わります。 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 9 番 藤田昌大君 9 番 藤田ですが、委員長さんの早急な招集をしていただいて、日程を決定していただいたことについては本当にありがたいと思います。ただ、ええとですね、合併して町長さんもいいましたように 3 年が経ち 4 年目の最後の任期になるんですね。それを踏まえた時にだいたい議会の運営も段々改正されたんでありますけれども、やはり本会議主義ではありませんし委員会主義をとっています。そういった中ではですね、委員長報告が大変重要な位置を占めていると思うんですけれども、まだまだ不十分な部分が多いかなあと私自身は思っています。そしてあの今回の 3 月議会、いつもやったら 10 日頃ですけれども 4 日ということですね、執行部のご努力いただいて早く開催できるようになったわけでありましてけれども、審議とかそういった部分のですね、報告する時にそれぞれの委員会報告がですね、議会事務局が大変な苦勞されてですね、この日に圧縮してしまわないかということがあると思うんですね。まあ、そういった中で委員長報告に対する質疑がですね、ものすごくやりにくいという委員のですね、実感があるだろうと思うんですね。例えば本会議で質疑を行いまして付託案件に付託されますよね、その場合に例えばそれに対する委員長報告がない場合もありますしそういった部分に対してですね、委員会ですね、議論をきちっと本会議の場で報告していきながら議員相互のですね、理解を深めていく。これ大変重要なことだろうと思います。まあ、そういった意味でですね、是非、会期のですね、今回も見たら日程一杯、一杯なんですね、ほんだら事務局大変なことだろうと思うんですね、委員長が委員長報告をしたらええこととありますけれども、委員長は委員会を仕切ってますので十分なメモができませんので、議会事務局と一緒に付き合わせしながら委員長報告を作るわけでありまして。まあ、そういった部分ではですね、大変、日程的にえらいんでないかなあと私自身は、議論があんまり深められないということがですね、多々あるかと思っています。そして委員の皆さんもあんまり細かい質問もやりにくいかなあというところがありましてですね、遠慮しながら議会がいつているところがあります。来年 1 年間で私たちも終わりますの</p> |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | <p>藤田議員</p> <p>末武議長 三好議会 運営委員長</p> <p>末武議長</p> | <p>で出来ましたらそういった部分もですね、含めながら会議の日程とかですね、そういった分をやっぱりきちっと委員会論議を深めていけるように、そしてまた委員長報告が、きめ細かな委員長報告ができるようなですね、日程をですね、是非考えていただきたい。そういった中でですね、十分な議論、そして積み残しのないようにですね、あと1年間しかありませんのでそういった部分ではですね、議会のですね、ちょっとした改革とかですね、そういった部分を求めるとしたらやはり会期をもうちょっと長くはとれなかったかなと思いますのでその辺の議論があったかないか、その辺の見解について委員長に是非お願いしたいと思いますし、出来れば議会運営委員会の皆さんがおりますので、そういった議論も含めていただきたいと思ひまして一応委員長に質問したいと思います。以上です。</p> <p>14番 三好勝利君</p> <p>期間が短いということではありますが、これはまあ、十分議運にまかされてやはり、私個人では十分でないかなあという意見もありましたけれども、事務局からみるとまあ、卒業式もはいつておるので予備日もとって、まあ、あと19日ぐらいまででいいんじゃないかというような結果になり、また委員長に対する報告がもうちょっと詳しくということですので、まあ、今後また何かの参考にしたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上です。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、</p> <p>9番 藤田 昌大君</p> <p>10番 黒木 保君</p> <p>を指名いたします。</p> |
| <p>日程第2</p> <p>日程第3</p> | | <p>日程第3 会期の決定の件を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> |

| | | |
|-------------|---------------------------|---|
| <p>日程第4</p> | <p>末武議長 栗田町長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は16日間と決しました。</p> <p>日程第4 施政方針を行います。町長 栗田隆義君</p> <p>それでは、ただ今から、施政方針を述べさせていただきます。</p> <p>平成21年度の当初予算並びに主要な施策とその概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。</p> <p>さて、昨年を振り返ってみますと、地方においては実感が伴わないながらも好景気といわれ続けておりました状況の中で、アメリカのサブプライムローンによる金融不安は、世界の景気を暗幕で覆い、瞬く間に100年に一度ともいわれております不況の谷に落とし入れました。あらためて、経済構造の連鎖のグローバル化を実感するとともに、変化の速度の急激さに驚かされた次第であります。予期のできない事象が、ますます先の不透明感を増長し、未来への閃光を遮断するものであります。</p> <p>このような現状を踏まえ、国においては、平成20年度予算における2次補正、また、「全治3年」を基本認識として平成21年度予算におきましても日本の経済の立て直し、また国民生活を守る観点から「景気対策」を重点とした予算組みをいたしております。</p> <p>また、平成19年11月に取りまとめられた地方再生戦略を、地方再生の取り組みをより「力強く、骨太のもの」とすることを基本に据え、地方に存在する産業、文化、人材などを引き出し地域の自立を促していき、地域の力が原動力となって国全体の国力を再び上昇気流に乗せていく道筋を新たに定めていくことを基軸にした一部改定をも平成20年12月に行っております。</p> <p>町といたしましても、昨年3月に町の5年後、10年後を見据えた新たな町づくりの方向性を定めた「まんのう町総合計画」を策定し、さらに、目指すべき将来像「元気まんまん まんのう町」の実現に向けて、基本計画に示した施策を着実に実行していくための実施計画を策定致しました。さらに、事務事業評価と連携し、より効率的で効果的な行政運営を行い、創意工夫を加え、行財政改革を積極的に進めてまいります。</p> <p>また、財政面におきましては、平成19年度主要施策の成果に関する報告書でお示しいたしましたように、実質単年度収支4,561万2千円の黒字、また対前年度比で実質公債費比率1.6ポイント、経常収支比率0.9ポイントそれぞれ減少するなど一定の改善をいたしております。</p> <p>しかしながら、私たちを取り巻く環境は、厳しい経済情勢や雇用情勢などによる生活の不安、また地域産業の後退、税収の減少など、好転要素はなく、より一層厳しくなると考えなければなりません。先の見えにくい時代ではありますが、まんのう町のあるべ</p> |
|-------------|---------------------------|---|

| | |
|-------------|---|
| <p>栗田町長</p> | <p>き姿を見据え、ぶれることなくしっかりと各施策に取り組んでまいりますので皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。</p> <p>まず、財政の状況について、ご説明いたします。</p> <p>国の平成 21 年度予算については、財政健全化と重要課題への対応の両立を図ることとし、「経済財政改革の基本方針 2008」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」及び「経済財政改革の基本方針 2007」に則った最大限の削減を行なうこととしております。また、これまで行なってきた財政健全化の努力を継続するとともに、政策の必要性をゼロベースで精査し、歳出全般にわたる徹底した見直しや重要政策課題実現のための政策棚卸し等を行ない、予算配分の重点化にあたっては、「生活者の暮らしの安心」、「金融経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」などに施策を集中するとしております。</p> <p>地方財政対策につきましては、前年度同様、国の取り組みと歩調を合わせ、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することとしています。また地方交付税については、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った配分の重点化を引き続き進め、財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとなっています。さらに平成 21 年度地方交付税については緊急対策に基づき、「雇用創出」や「地域の元気回復等」の財源として既定の加算とは別枠で 1 兆円を増額し、総額は前年度に比べ約 4 千億円の増、それに臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は前年度に比べ 2 兆 7,295 億円増（前年度比 15.0%増）となっています。</p> <p>香川県においては、平成 16 年度の三位一体改革以降、行財政改革に取り組んでいるところですが、地方交付税の減少や社会保障制度に要する経費の増加で財源不足が拡大し、引き続き厳しい財政運営が見込まれております。新たな財政再建方策に基づいて実施されている各種施策の大幅な見直しが予測され、今後とも町財政への影響が懸念されます。</p> <p>このような状況にあって、本町は歳入に占める町税の割合が 20%程度と自主財源に乏しく、また、昨年来の金融危機に始まっての現在の経済状況からすると今後しばらくは町税収入の伸びは期待できません。さらに本町は、地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源が歳入全体の約 70%を占めている状況にあります。今後の国の予算編成や地方財政計画等の動向、県の財政状況によっては財源の確保が困難になり、厳しい財政運営が続くことが予想され、なお一層、歳入確保と歳出削減に努める必要があります。</p> <p>平成 21 年度の予算編成は、この現下の厳しい財政状況を十分に認識した上で、国、県の制度改革や財政状況、地方財政計画等を見極めつつ、より一層の歳入確保と歳出削減を基本に、行財政改革を断行していく中で、平成 20 年度に策定された新しいまちづくりの指針となる「まんのう町総合計画」に掲げる施策・事業の推進を図るとともに、少子・高齢化に向けた総合的な地域福祉</p> |
|-------------|---|

| | |
|-------------|---|
| <p>栗田町長</p> | <p>施策や多様化する政策課題に着実に対応し、町民の満足度を高めることはもとより、さらなる新町の一体感の醸成や町民福祉の向上、均衡あるまちの発展に向けて、取り組んでいくものであります。</p> <p>次に、主な施策について申し上げます。</p> <p>はじめに、行財政改革でございます。</p> <p>財政改革につきましては、言うまでもなく財政の健全化のさらなる推進であります。</p> <p>投資的支出関係では、情報基盤整備事業、高屋原地区の都市公園整備事業、また、長炭小学校大規模改修工事などの大型事業が平成20年度で完了致しましたことにより前年度比20%程減少いたしております。</p> <p>21年度につきましては道路など社会資本や土地改良施設関係などの整備の必要性を十分認識いたしながら、また国・県などの関係機関と協議を重ねながら事業の選択を行い、町に負担の少なく、実効性のある事業の展開を進めてまいります。</p> <p>経常的経費につきましては、まず、適正な定員管理をおこなうことで人件費は前年度費1.3%の削減を図ることができております。また職員へ経費削減の意識付けをより一層行い、金額の多少ではなく消耗品、光熱費などにいたるまで節約してまいります。</p> <p>また、町単独で実施いたしております医療費支給・幼稚園保育料の減免などの助成事業の見直しの検討が必要であると考えております。行政サービスと住民の皆様への納税などの義務の履行は互いに補完しあうものであるという考え方に立ち助成事業の実施を進めていく必要があると考えます。</p> <p>一方、歳入につきましては、景気対策により地方交付税は増額を期待いたしておりましたが、特別交付税分の減額により減少となってしまいました。さらに景気後退による町税、交付金の減少が予想され、一層厳しい状況にあることは、変わりはありません。自主財源の根幹である町税は、財源確保だけでなく納税の公平性の確立を図るためにも適正、公平な課税が必要であるとともに、収納業務の向上を図らなければなりません。そのため、滞納整理の関係機関等と密接に連携しながら徴収事務を行ってまいります。</p> <p>また、ふるさと応援寄付金、いわゆるふるさと納税を広くお願いし、ふるさと応援基金による地域づくりを図ってまいります。</p> <p>行政改革につきましては、まず、組織の改編であります。事務の収束を行い合理化を図り、住民の皆様ができるだけワンストップで用事を済ませることができるよう課の統廃合を行います。</p> <p>21年度におきまして、2つの課を減少することを予定いたしております。まず、商工観光課と農林課を統合し産業経済課に、住民課と環境保全課を統合し住民生活課とすることにいたしております。なお、環境保全課の下水道部門につきましては、建設課に移管を行う予定です。今後におきましても、さらにスリム化をはかり効率のよい組織づくりに努めてまいります。</p> |
|-------------|---|

| | | |
|--|-------------|---|
| | <p>栗田町長</p> | <p>また、事務事業評価は、20年度には260の評価をおこないました。初めての試みとして、昨年度実施いたしましたものについて「分析シート」を作成し、問題点や課題点への改善を生み出すことにより、予算編成へ反映させることを目的といたしました。しかしながら、導入当初ということもあり、その多くがただちに予算編成に結びつく結果には至りませんでした。本年度におきましてもまだ多くの未評価事務が残っており、継続的な実施を行うことが改革に繋がり予算編成に結びついていくものであると考えております。</p> <p>2点目は、教育・文化についてでございます。</p> <p>まず、教育施設の耐震化事業を継続して行ってまいります。長炭小学校校舎及び体育館の耐震工事が完了し、町内小学校施設の棟数における耐震化率は90%を超えました。21年度では、琴南中学校校舎棟及び体育館、満濃南、仲南両小学校のランチルームの耐震改修設計の実施を予定しております。耐震工事につきましても、順次計画してまいります。また、幼稚園・保育所につきましても今後計画的に耐震工事の計画を作成し、安心・安全な施設にしてまいります。</p> <p>また、満濃中学校の改築につきましては、本年度、基本構想委託料を計上いたしております。町議会の満農中学校改築調査特別委員会での協議を頂きながら、平成25年4月の新校舎開校に向けて、作業を進めてまいります。</p> <p>次に、豊かな人づくりであります。</p> <p>まんのう町教育委員会の方針であります～豊かな心を育む「生涯学習のまち」を目指し取り組んでまいります。</p> <p>仲間と共に、よく学び、心身ともに健やかな子供を育成するため、ゼロ歳児から15歳まで、学習面・生活面の一貫した教育を目指して、確かな学力、主体的な学びを育てる学習指導を推進するとともに、心を耕す生徒指導の充実、心と体の健康と体力の向上、開かれた信頼される学校作りに努めてまいります。</p> <p>文化関係につきましては、国指定史跡「中寺廃寺跡」の発掘調査を引き続き実施するとともに、中寺廃寺跡史跡整備検討委員会の報告を受けて、史跡整備を順次進めてまいります。さらに、満濃池の名勝指定に向けても、計画的に作業を進めてまいります。</p> <p>3点目は、安心して快適な生活づくりでございます。</p> <p>まず、本年秋頃より、デマンド乗合タクシーの実証運行を開始いたします。県下で3番目に広い面積を持ち地域の条件が異なる中、現状において、公共交通は旧町での施策の差異により地域間格差が生じており、公平かつ効率的な交通利益の享受がうけられ</p> |
|--|-------------|---|

| | | |
|--|------|---|
| | 栗田町長 | <p>る公共交通網とはなっておらず、公共交通の空白地区も生じております。そのため20年度において、公共交通全体に対する再編と維持発展を核とする連携計画の策定を行うため「まんのう町地域公共交通協議会」を立ち上げ、まんのう町の地域公共交通のありかたを、協議、検討を行ってまいりました。デマンド乗合タクシーは全国の自治体でも多く取り入れられており、本町においてもより有効な手法と考えております。本年度で検証を行い、22年度の本格運行にむけて進めてまいります。</p> <p>次に、高屋原浄水場水道水の臭気対策でございます。</p> <p>昨年6月末頃より臭気が発生し、地域住民の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしております。原因は、原水に含まれておりますカビ臭物質の大量発生によるものと思われまます。現在は、水温の低下により数値は減少しておりますが、この物質は一度発生すると恒常化する恐れがあると聞いており、今春以降の気温の上昇により再び繰り返されることが心配されます。「安心・安全」な水道水の供給は町の使命であり早急に恒久的な対応が、必要であると考えております。しかしながら、この物質の処理を行うためには高度な設備が必要であり多額の費用が伴います。出来る限り住民の皆様の負担を少なくするという、費用と負担の両面を検討しながら、早急な対応を図っていかねばならないと考えております。</p> <p>次に、健康づくりであります。</p> <p>中讃圏域健康生きがい中核事業を、本年度、満濃農村環境改善センターで実動いたします。従来の既存施設を利用し、各種の運動器具を設置して、住民の皆様の生活習慣病・介護予防事業を進めてまいります。</p> <p>また、基本健康診査、各種がん検診などの健康診査の受診率の向上を図り、個人に即した保健指導を実践してまいります。</p> <p>介護保険事業では、特に要支援者を対象に状況を改善し、悪化を防ぐ予防給付を実施するとともに、地域支えあい事業の推進に取り組んでまいります。</p> <p>毎年増え続ける医療費は、町財政を圧迫すると共に、保険料の増という形でご負担を頂かなくてはなりません。健康づくりが果たす様々な役割をご理解いただき、町民の皆様とともに健康づくりに努めてまいります。</p> <p>次に、施設の有効利用であります。</p> <p>情報基盤整備事業とかりんの丘公園整備事業がいずれも平成20年度で完了いたしました。</p> <p>情報基盤整備につきましては、町内全域に光ファイバー伝送路を架線し、都市と遜色のない情報の受発信態勢が整いました。高速インターネットは既に日常生活の中で必要不可欠な存在となっております。また、一人暮らしや高齢者世帯の生活者への高度な</p> |
|--|------|---|

栗田町長

福祉行政への展開、地域内放送システムを利用した新しいコミュニティーづくり、町関係施設のＩＰ電話化、中讃テレビを利用した行政情報の提供など、いかに充実した行政サービスができるか、その利活用の可能性を調査研究してまいります。

また、かりんの丘公園は、野球場、アスレチック広場、多目的広場、芝生広場などに加え、県下でも少ないトライアルランドを備えた総合公園であるとともに、災害時の備品倉庫も備えております。本年５月には開園セレモニーを予定いたしております。町内住民の皆様だけでなく、広く町外の方々にもお知らせし、自然豊かなかりんの丘公園を子供たちからお年寄りまでたくさんの人たちに利用していただくよう努めてまいります。

次に、２１年度予算額についてご説明申し上げます。

一般会計予算額は８億７千１百万円 前年当初予算対比 １億８千２４０万円 ２．０％の減少でございます。

また、特別会計の当初予算額は、

| | 国民健康保険特別会計 | 前年当初予算対比 |
|-------------|------------|----------|
| | ２億５千２百万円 | |
| | ３億７千６百万円 | １７．５％増 |
| 老人保健特別会計 | ３億４千６８万２千円 | |
| | ２億８千６４万７千円 | ８９．２％減 |
| 後期高齢者医療特別会計 | ２億６千百万円 | |
| | ２億２千７５万７千円 | ８．０％減 |
| 介護保険特別会計 | ２億２千１百万円 | |
| | ３億４千５３０万円 | １８．５％増 |
| 診療所特別会計 | ９千６４０万円 | |
| | ２千２百万円 | ２．３％増 |
| 簡易水道特別会計 | ２億６千１８０万円 | |
| | ８０万円 | ０．３％増 |
| 下水道特別会計 | ２億２千３１０万円 | |
| | １億６千９０万円 | ７．０％減 |

| | |
|-------------|--|
| <p>栗田町長</p> | <p>した青少年育成活動の充実が図られるものと期待いたしております。</p> <p>四条放課後児童クラブ施設整備の検討を行い、早ければ本年度中の実施を考えております。</p> <p>中学生の、職場体験・ボランティア活動を実施し道徳的実践力の育成を図ってまいります。また、国際感覚豊かな子供たちを育てる中学生海外派遣事業を継続して行ってまいります。</p> <p>ふるさと教材を活用し郷土の歴史や地域の産業、郷土芸能などふるさと学習を進めてまいります。</p> <p>情報教育充実のため、琴南中学校教育パソコンを更新することにより、すべての小中学校のパソコンの更新をおこなうこととなります。</p> <p>退職を迎える団塊の世代を対象に生涯学習ボランティア育成講座を開催し、様々な体験活動や読み聞かせボランティアなど生涯学習ボランティアの育成を図ります。</p> <p>体育館、武道館、サン・スポーツランドなど従来のスポーツ施設に加え、かりんの丘公園の利用推進を行い、スポーツ施設利用者数の増加を図ってまいります。</p> <p>「すべての人が輝く町づくり」であります。</p> <p>人権啓発及び同和問題の解決に向けた拠点づくりと、地区内外のコミュニティー活動を拡充するため長尾会館の増改築を行います。</p> <p>差別問題やいじめ 家庭内暴力などの相談体制の充実と連携の強化を図るための人権擁護委員・民生委員などの専門性を高めるための研修会、講演会の開催をいたします。</p> <p>保育時間の延長などの検討を行い、若いお母さん方が働きやすい環境づくりを進めることや、男女ともに参加できる高齢者の看護・介護教室の開催を行うなど男女共同参画社会の実現に努めます。</p> <p>そば栽培・そば打ち体験の募集や満濃池めぐりなど、まんのう町の特性を生かしたイベントをおこない、町内外の交流をはかってまいります。</p> <p>国際的な視野や感覚を養うことは、今後ますます重要になってまいります。「まんのう国際交流協会」が中心となり、町民の海外派遣の実施、通訳ボランティア養成講座を開催し、国際感覚豊かな人材の育成に努めます。</p> <p>町民文化ホール・公民館などを利用した文化事業を実施し、芸術・文化に触れる機会の提供を行います。</p> |
|-------------|--|

| | |
|-------------|---|
| <p>栗田町長</p> | <p>「誰もが安心して暮らせる町づくり」でございます。</p> <p>まず、健康づくりでございます。</p> <p>住民の皆様の健康増進に資する様々な事業を展開してまいります。</p> <p>メタボリックシンドローム予防のための特定検診の受診率をアップし、特定保健指導を充実してまいります。また、がん検診の受診率を高め、早期発見、早期治療に資するよう努めてまいります。</p> <p>個別あるいはグループを対象とした糖尿病予防の相談、指導を行い、糖尿病要医療・要指導者の減少を図ってまいります。</p> <p>中讃保健医療圏内の市町が連携をし、休日・夜間や緊急時にたらいまわしなどないように病院群輪番制、在宅当番制を継続してまいります。</p> <p>社会福祉協議会が進めております、地域でお互いに支えあう「命見守り、ほっと安心」事業、併せての地域の防災マップ作りの支援を行い地域福祉を推進してまいります。</p> <p>妊婦診察受診券を5枚から14枚に増量致します。また、妊娠届け時からの妊婦への不安等の解消のための妊婦訪問、パパママ学級の実施、また、助産師・保健師による出生児産婦への全戸訪問「こんにちは赤ちゃん」事業の実施をして次世代育成の支援を行ってまいります。</p> <p>高齢者の介護、認知症は、長寿化とともに増加しており、大きな社会問題となっております。平成20年度で策定いたしました、「まんのう町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画」を基に、町民の皆様が健康で役割と生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせることを目標として、介護保険の円滑な実施と、サービス基盤の計画的な整備を進めて参ります。</p> <p>国民健康保険及び介護保険特別会計はいずれも毎年増額致しており、町財政を圧迫している要因の1つであります。健康づくりは、民と公が一体となって進めていき、町民の皆様の健康が、町の健康にも繋がっていくと考えております。</p> <p>「誰もが安全・快適に住める町づくり」でございます。</p> <p>交通基盤の整備につきましては、先ほども申し上げましたように、地域公共交通対策として、本年秋頃よりデマンド乗合タクシーの実証運行を開始いたします。</p> <p>国・県道の整備を強く要望していくとともに、町道および農道の改良も順次実施し、道路網整備に努めてまいります。</p> <p>生活基盤の整備では、満濃池にかかる浄水場の水源確保対策については昨年度より取り組んでまいりましたが、本年度、照井地区よりの取水工事の実施を予定致しております。また、併せて将来をみすえて、高屋原浄水場から仲南地区への配水管敷設工事の</p> |
|-------------|---|

| | |
|-------------|---|
| <p>栗田町長</p> | <p>実施も予定しております。また、20年度より実施しております老朽管の更新事業を継続して実施いたします。</p> <p>合併浄化槽の町設置型事業は20年度で終了し、個人の合併浄化槽設置補助事業を継続して実施してまいります。</p> <p>戸籍の届出や証明請求時の本人確認、税の電子申告など多目的に利用できる写真付き住民基本台帳カード交付手数料を無料化し、利便性を図ります。</p> <p>旧小学校施設の有効利用や空き家・空き地の情報を収集し、計画的な土地の利用を進めてまいります。</p> <p>生活安全対策といたしましては、20年度に情報基盤施設を利用した地震などのさい、事前に告知する瞬時警報システムを導入いたしました。また、社会福祉協議会、民生委員、消防団などと連携して、地域の福祉・防災の充実を進めてまいります。</p> <p>小・中学生を対象にした不審者の増加が懸念されます。不審者情報の収集と素早い関係機関への周知、また、パトロールの充実に努めてまいります。また、本年度、すべての小・中学校へスクールガードリーダーの配置を行います。</p> <p>「地域経済の活力を高めるまちづくり」であります。</p> <p>景気の後退は、国の予想より悪化しており、都市・地方によらず経済に大きな影響を与えております。町におきましても、国の経済対策に基づき、雇用の創出に取り組んでまいります。また、商品券事業の未換金分を原資として補助金付き商品券の発行も計画し、購買意欲の喚起に努めてまいります。</p> <p>まんのう町鳥獣害防止総合対策協議会を設立して、鳥獣害防止総合対策事業を実施し、イノシシ捕獲の箱わなの導入等を行うとともに、新たに町単独事業によりイノシシ等捕獲補助金を計上して、農産物被害の減少を図ってまいります。</p> <p>土地改良事業は、本年度より国営農業用水再編対策事業香川用水土器川沿岸地区の工事がはじまります。また、県営事業におきましても様々な施設の土地改良整備事業がすすんでおります。国、県と連絡しながら事業の推進に協力してまいります。また、高齢化により、水路等の維持管理が困難になっており、地域での取り組みを推進してまいります。</p> <p>観光の振興につきましては、本年度に観光協会組織を設立し、観光の推進体制の整備を図ってまいります。満濃池、国営公園、温泉施設、ゴルフ場など町内の観光施設に年間140万人ほどの多くの方が訪れております。また、自然にめぐまれた癒しを提供できる箇所が、多くあります。まんのう町の観光の芽を伸ばす可能性は大いにあると考えております。</p> <p>「健全で住民がつくるまちづくり」でございます。</p> <p>行財政の健全化につきましては、先に一部ではございますが、考え方を申し上げました。改革を進めていくには、職員の能力の</p> |
|-------------|---|

| | | |
|-------|---------------------------|---|
| 日程第 5 | 栗田町長 | <p>向上、人材の育成が大切であります。新たな職員研修制度の実施の検討をおこない、職員力の向上、人材の育成に努めてまいります。</p> <p>財政状況の度合いを示す数値化と公表が求められており、町ホームページを利用して、対応してまいります。</p> <p>職員数の管理は、集中改革プランの設定値より前倒しで進んでおります。今後も適正な管理を行ってまいります。</p> <p>自治会長会を実施して、直接お話を聞かせていただき地域の課題、要望を明確にして問題解決に努めてまいります。また、定期的な町長相談も継続して行っています。</p> <p>行政放送、町ホームページ、ケーブルテレビなどを利用して行政や地域の情報提供を行ってまいります。また、パブリックコメント制度を活用し、広く町民の皆様のご意見をお聞きして、施策への参画の機会を拡充してまいります。</p> <p>以上、平成 21 年度の施政の一端を申しあげました。合併後 3 年が過ぎようとしています、やらなくてはならない多くの課題がまだ残っており、解決に向けて全力で取り組んでまいります。</p> <p>議員各位・町民の皆様のご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。</p> |
| | 末武議長 高木総務 常任委員長 | <p>施政方針を終わります。</p> <p>日程第 5 付託案件及び所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>総務常任委員会の付託案件および所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木堅君</p> <p>総務常任委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る 2 月 13 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員 5 名、議長同席のもと執行部より、町長、所管課全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、1 2 月議会 継続案件の意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」案の審査、所管事務調査、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、1 2 月議会 継続案件の意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」案の審査にはいり、所得税第 5 6 条については、租税回避行為防止のために居住者と生計を一にする親族間では、経理処理を認められないというものであります。しかしながら、家業に従事するため給与の支払が認められないという不合理を解消するため、所得税法第 5 7 条において記帳義務はあるものの、適正な給与支払いによるものは青色申告により認められております。よって家族従事者が不平等とはいえ、法律上均衡を欠いてないとの意見があり、採決の結果、全会一致で否決となりましたので、会議規則</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>高木総務 常任委員長</p> | <p>第77条の規定により報告します。</p> <p>続いて所管事務調査にはいり、</p> <p>総務課長より、町内各地で交通安全キャンペーンを実施、また、火災に関しては11月～1月までで6件の火災があり、1件の建物火災は全焼であった。また、交通事故の発生状況については11月から1月までで50件の人身事故があり、幸いにも死亡事故はなく、発生件数は、去年より増えたとの報告がありました。</p> <p>また、委員より、行革関係について質疑があり、執行部より、今年、事務事業評価260の一次評価をしている。平成19年度の92事業については、分析シートを作成し、20年度、21年度に目標をもち、予算に反映させたい。導入当初であり、結びつけることが難しかった。まず、事務の改善を行い、その後予算に結びつけていきたいとの報告がありました。</p> <p>また、委員より、町の借地についての質疑があり、執行部より、町の借地については、かなりの件数があるが、総合的に洗い出し、今後、解消にむけて出来るだけ早く取組んで行きたいとの報告がありました。</p> <p>また、委員より、職員の定数管理について質疑があり、執行部より、職員の定数管理については216人にしようとしている。毎年、早期退職者もあり相当数減っており、21年4月には課の統合を予定しているとのことでした。</p> <p>また、委員より、各保育所・幼稚園・小学校・中学校の避難訓練における、建物の不備についての質疑があり、執行部より、施設の状況について検証するとのことでした。</p> <p>また、委員より、消防団の定数についての質疑があり、執行部より、消防団のあり方については、常備消防との関係があり、今後消防団の役員会の中で話しをして、まんのう町のあり方を考えていくとのことでした。</p> <p>次に企画政策課長より、中讃ケーブルテレビ121チャンネルのデーター放送内で、まずはお悔やみ放送を3月から放送予定している。加入率は、1月17日現在、テレビ加入数は再送信を含み、2504戸40.4%であり、一般家庭6200戸が対象である。インターネット33.7%、光電話25.6%との報告がありました。</p> <p>また、空き家情報は、満濃地区10件、仲南地区16件、琴南地区7件の合計33件を自治会長さんより情報収集しており、今後は所有者の了解を得てホームページに掲載していくとのことでした。</p> <p>また、本町の人権施策の柱を構築するため人権の基本計画を策定中である。長尾会館については、各種研修の場として利用しているが、施設が手狭で古いので改修をお願いしたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、光電話の工事が遅れているのではとの質疑があり、去年12月1日からの新しい行政放送になってからの切り替えがほとんどであり、現在鋭意努力しているとのことでした。</p> |
|-----------------------|---|

| | |
|-----------------------|--|
| <p>高木総務 常任委員長</p> | <p>また、委員より、情報通信基盤整備事業音声告知システム整備工事について質疑があり、執行部より、情報通信基盤整備事業音声告知システム整備工事については、11月の変更契約後に、住宅、約140件と防災システム3件等の増設が必要となるため、1400万円ほどの変更増額契約をお願いしたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、琴南・仲南両振興公社についての改善目標評価基準について質疑があり、執行部より、経営診断士の提案をベースとしながら改善目標を検討して行きたい。また、両公社については2月中に会を開き、これからどう取組んでいくかの協議を予定しており、公社自身にも改善策をしっかりと考えてもらわなければならないとのことでした。</p> <p>また、委員より、廃校利用の利活用状況についての質疑があり、執行部より、旧仲南北小学校では、まんのう町文化財保護協会、絵手紙同好会があり、4月以降は、青少年育成センターと竹細工同好会が使用する計画である。</p> <p>旧仲南東小学校では、株式会社長峰製作所が半年間、音楽室を会議室として使用中である。また、知的・身体障害者活動事務所「仲南たけのこ会」が1教室使用中である。</p> <p>旧琴南東小学校では、地元、父親学級でランチルームの使用申込があり、1階は農業生産者の方が使用予定で現在調整中である。2階は、4教室を善通寺市の書道家のアトリエとして作品製作中。また、3階は、丸亀の画家がギャラリーとして、地元だけでなく県民を対象とした美術教室を予定している。</p> <p>旧仲南西小学校ではアンナプロバイオ株式会社を使用しており、北海道大学等との連携により新商品開発をしている。また、雇用関係では10人近く雇用しており、本町の特産品になるよう頑張ってもらいたいとの報告がありました。</p> <p>また、委員より、デマンド交通体系についての質疑があり、執行部より、配車時間をよみ、スムーズな運行のためにはシステムを組む必要があり、多くの方に利用していただけるよう周知に努めながら、住民の足の確保を行うとのことでした。</p> <p>次に商工観光課長より、町内観光施設別入り込み客数、かりん会館の利用状況、かりん亭の収支状況、まんのう町観光協会準備委員会で正式名称が決まり、「まんのう コイネット ツーリズム協会」になったとの報告がありました。</p> <p>委員より、町内の雇用関係について質疑があり、執行部より、緊急雇用対策は県の基金の運用によるものである。また、町内業者の実態調査も必要であるとのことでした。</p> <p>次に税務課より、2月16日から3月16日までが、確定申告期間となっている。町、県民税の前納報奨金廃止、県内では2町のみ残る。また、来年度以降、介護保険料の改定を予定している。</p> <p>また、執行部より、税金等の滞納者については、県内の取扱も調査し、町単独事業のよるサービスの制限を考えたいとの報告がありました。</p> |
|-----------------------|--|

| | |
|--|--|
| <p>高木総務 常任委員長</p> <p>末武議長</p> <p>谷森議員</p> <p>末武議長 高木総務 常任委員長</p> <p>末武議長</p> <p>日程第6</p> | <p>次に琴南支所長より、地区連合自治会、土器どきフェスタの開催などの報告がありました。</p> <p>委員より、地区連合自治会での中学校問題について質疑があり、執行部より、2月中に各自治会の意向調査をまとめるとのことでした。</p> <p>次に仲南支所長より、町文化祭、国際交流講演会、地区自治会長会などの報告がありました。</p> <p>委員より、木こく池つり大会について、町内からの参加者が少ないので、PRなどもう少し考えてほしいとの意見がありました。</p> <p>以上、付託案件審査、所管事務調査を行い午後2時30分委員会を閉会しました。</p> <p>以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。以上でございます。</p> <p>これをもって総務常任委員会の付託案件及び所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p> <p>委員長にお願いなりお尋ねでございますが、いわゆる中讃テレビについて、テレビとそれから電話そしてまた、インターネット加入が少ないようでありますので、執行部と共々議会としても出来るだけ加入を進めて行くべきでないかと思いますが、この点、委員長の見解をお願いします。それからもう1点でございますが、町執行部と議会共々進めております乗り合いタクシーについても同じく、議会も積極的に町民の皆様方にご利用をお願いしたいということで、議会共々執行部と一緒に前向きに考えていかなければならないと思うわけではありますが、以上2点について委員長の見解をお尋ねいたします。</p> <p>18番 高木堅君、あの、これからのあれでなしに、今までしてきた経過と結果だけお願いいたします。</p> <p>今、委員長報告であったような状態で、今後も谷森議員さんから質疑がありましたが、そのとおりでございまして我々もそういった気持ちを持っておりますし、そういう意見も積極的に委員会でも出てきていることは事実でございますので報告しておきます。終わります。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木保君</p> |
|--|--|

| | |
|------------------------------|--|
| <p>黒木教育 民生常任 委員長</p> | <p>教育民生常任委員会の委員長報告を行います。去る2月20日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、</p> <p>琴南支所長より、内科、歯科診療所の診療状況の報告があり、委員より、前年度と比べて診療件数が減っている理由について質疑があり、執行部より、減の要因については把握しにくいとのことでした。</p> <p>次に福祉保険課長より、福祉医療、乳幼児医療、母子医療、国民健康保険等の医療給付状況、後期高齢者医療公費負担の状況等、また、平成21年～平成23年の3年間の障害福祉計画及び平成22年～平成26年の5年間の次世代行動計画を、策定中との報告がありました。委員より、医療費の状況について質疑があり、執行部より、前年度より5～6%増えている。後期高齢ができて、国保から後期高齢へ移動するが、医療費は減っていないとのことでした。また、委員より、体を動かさなくなれば成人病になる。その対策として社会教育、スポーツに力を入れてほしいとの意見がありました。また、委員より、中核生きがいの状況について質疑があり、執行部より、県より、プロポーサル方式で1社に絞ってほしいとの話があり、中讃広域の中で琴平町はコナミ、丸亀市はイーウエルネスの両方があり、残りの1市2町の中で絞ってほしいとのことでした。しかし、手法はかなり違うが目的は同じであり、どちらにするのかは非常に難しいとのことでした。</p> <p>住民課長より、行事報告、住民異動状況、人口・世帯数、総合案内窓口、夜間窓口受付内容の説明がありました。委員より、住基カードの作成人数についての質疑があり、執行部より、今年1月末で約200名の方が作っているとのことでした。</p> <p>環境保全課長より、ごみ収集実績、し尿処理、火葬事業、予防事業、生ごみ処理機等の補助事業について説明がありました。</p> <p>委員より、ごみを少なくする啓蒙活動、資源ごみの出し方について質疑があり、執行部より、可燃・不燃ごみの収集、分別が出来てないものについては張り紙をして周知している。また、資源ごみの出し方についても環境委員さんに説明をお願いしているとのことでした。また、委員より、犬、猫の保護件数について質疑があり、野犬については電話での問い合わせが多く、捕獲箱の設置をお願いしているが、中には野犬にえさを毎日のように与える方がいるので中々難しいとのことでした。</p> <p>また、委員より、満濃池の上流区域について合併浄化槽の推進を図ってほしいとの意見がありました。</p> <p>次に健康増進課長より、保健衛生事業実施状況、介護保険事業状況など報告、また、妊婦健康診査については現在5枚であるが、平成21年度から2年間は9枚追加で14枚になり、運用については県下で歩調をあわせて実施するとの報告がありました。</p> <p>また、委員より、介護保険料について質疑があり、執行部より、保険料については、今後3年間の事業量の推計等で計算し、保</p> |
|------------------------------|--|

| | |
|------------------------------|--|
| <p>黒木教育 民生常任 委員長</p> | <p>険料が上がるのを少しでも抑制するために、基金を取り崩して抑えるとのことでした。また、委員より、かりん温泉の現状について質疑があり、執行部より、ここ2週間で2割ぐらいお客さんが減っている。かりん温泉を継続していくことは大変厳しい。改修等については、今後、協議して行きたいとのことでした。</p> <p>教育次長より、教育委員会等開催状況、長炭小学校の工事の進捗、また来年度以降の給食費改定について報告がありました。</p> <p>委員より、給食費改定についての質疑があり、執行部より、平成20年度は多くの食材が値上がりしており、今後も値上がりすることが考えられ、今までどおり維持するのは難しい。給食費改定案として、中学校、小学校で1食当たり30円、幼稚園で1食当たり20円をお願いしたいとのことでした。また、委員より、給食費の未納者について質疑があり、執行部より、平成20年度より改善しているとの報告がありました。また、委員より、中学校の統合問題について質疑があり、執行部より、地域住民と保護者との話し合いを進めて行きたいとのことでした。また、委員より、中学校の大規模校のメリット、小規模校のデメリット等を資料として出してほしいとの意見がありました。</p> <p>次に社会教育課長より、文化祭、人権同和、高齢者教育、女性教育、文化財などの説明がありました。</p> <p>委員より、総合型スポーツクラブについて質疑があり、執行部より、総合型スポーツクラブは、いろんな世代が多種目に参加でき、自主的、主体的に運営する組織。町の体育協会との絡みはなく、組織として体育協会があるので、そのまま移行すればいいのかもしれないが、独自の運営が必要になるとのことでした。また、委員より、地域支援、コミュニティ・スクールの導入について質疑があり、執行部より、今、学校評議員を置いている。学校運営について校長に助言しているとのことでした。</p> <p>また、委員より、公共施設の都市公園遊具の更新について質疑があり、執行部より、今後、祓川公園については土器川出張所とも協議し、検討していきたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、通学合宿について各地区目標を統一してほしいとの意見がありました。</p> <p>以上、所管事務調査を行い午後3時45分委員会を閉会しました。</p> <p>以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>これをもって教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>日程第7</p> <p>未武議長</p> <p>大西建設 経済常任 委員長</p> | <p>日程第7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西豊君</p> <p>建設経済常任委員会の委員長報告を行います。去る1月28日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、12月議会での継続案件、所管事務調査、その他であります。</p> <p>栗田町長挨拶の後、</p> <p>12月議会 継続案件の発議第1号 「まんのう町木造住宅建築奨励条例」の制定について審査にはいりましたが、もう少し十分な審査が必要であるとの意見があり、結果は出ておりません。</p> <p>その後、所管事務調査にはいりました。</p> <p>農林課より、農業委員会定例会の開催状況の報告。</p> <p>農業振興関係として、水稻生産調整についての幹事会の開催、また、まんのう地域担い手育成総合支援協議会の経理講習会、先進地視察研修の実施。また、有害鳥獣被害対策事業では、電気柵、防護柵設置が39件、イノシシの捕獲数が56頭、仲多度農業共済の防害ネット設置で56件。また、満濃農改センターエレベーター設置改修工事をしているとの報告がありました。</p> <p>林業関係として、松くい虫防除事業、伐倒駆除を満濃池の東側で実施、また、町有林の管理事業として琴南地区で間伐、枝打ち、仲南地区で間伐を実施中であるとの報告がありました。委員より、いのしし駆除の質疑があり、執行部より、いのししの駆除については、町へ年間割当捕獲数があり、県の予算がなく8月中旬には県補助金が打ち切りになった。また、平成21年度については県も予算が減っているので町単独として予算を組みたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、米の生産調整について、町独自の特徴を出すことについて質疑があり、執行部より、麦、大豆、アスパラ、ブロッコリなどが産地交付金になっているとのことでした。</p> <p>建設課より、工事進捗状況等について報告があり、林道では、仲南地区、塩入三野線は、進捗率46%、山脇線は竣工、琴南地区、笠形線は竣工、中通勝浦線は進捗率90%、塩江琴南線は、進捗率95%、満濃地区、金剛院線は竣工との報告がありました。治山事業では、仲南地区、多治川地区と、琴南地区、笠形地区は竣工との報告がありました。</p> <p>また、土木関係の道路改良では、満濃地区、杉ノ上本村線は、進捗率90%、仲南地区、帆山本目線は残土受入のため進捗率40%との報告がありました。</p> <p>また都市計画関係の満濃池周辺整備の護岸工事については、1工区～3工区は、満濃池の水位上昇により休止しており、繰越を</p> |
|--|---|

| | |
|------------------------------|--|
| <p>大西建設 経済常任 委員長</p> | <p>予定している。</p> <p>総合公園については、1工区、2工区とも進捗率は70%、管理棟の建築工事は進捗率は30%、設備関係の進捗率は20%、電気・給水工事は完了との報告がありました。</p> <p>委員より、トライアルランドへのバイクの搬入についての質疑があり、執行部より、トラックに乗せて搬入する予定。道路運送法での規制はないとのことでした。また、委員より、バイクの騒音について質疑があり、執行部より、現場で実際にバイクを走らせて騒音を確かめてみたいとのことでした。</p> <p>土地改良課より、町内のため池の貯水状況及び、西田井上地区、農道改修工事など、6地区の町土地改良事業、県営中山間地域総合整備事業、県営ため池整備事業の進捗などについて報告がありました。</p> <p>委員から、町として農地、水、環境保全対策事業の周知について質疑があり、執行部より、町としては、土地改良区の会とか、その他の会でも周知をしていきたいとのことでした。</p> <p>地籍調査課より、平成20年度の現地調査、3班体制で実施等の報告がありました。</p> <p>委員より、吉野地区については平成21年度で完了するかとの質疑があり、執行部より、平成22年度では五毛地区の一部が残るかもしれない。また国営まんのう公園、満濃池についても地籍の計画に入れて進めたいとのことでした。</p> <p>水道課関係について、仲南地区水源の地蔵前ダムの状況は、1月26日現在で貯水率は96%になっているとの報告がありました。満濃池の貯水状況については1月26日現在99.24%となっているが、取水している水道水の臭気については、1月7日現在においても原水は基準数値より高くなっていますが、浄水場のサンプルでの数値は基準以下であり、各家庭においても基準値以下であると思っている。</p> <p>今後の見通しとして、現在の状況で満濃池の水を使用することになりますので、冬場には、一時臭いがおさまるかもしれませんが、春頃から再び発生する可能性があります。また、自己水源確保にむけて取組んでいます。現在農道の拡張工事中であり、この水源水を混ぜたとしても水量的に完全には消えるとは思いません。21年度も現在の粉末活性炭のみの処理では、今年と同様であろうと思われます。</p> <p>したがって、21年度予算において、オゾン・活性炭方式による高度処理を早急に検討する必要があります。</p> <p>平成21年度は粉末活性炭を使用し、平成21年度末には粒状活性炭を使いたい。また、平成21年度は粒状活性炭工事をしながら、オゾンの能力を決めるために丸亀市と共同で約7ヶ月から8ヶ月かけて試験をし、平成23年度春には使えるようにしたいとの報告がありました。</p> |
|------------------------------|--|

| | | |
|---|---|-----------------------------------|
| <p>大西建設 経済常任 委員長</p> <p>末武議長</p> <p>日程第8</p> <p>谷森委員長</p> | <p>委員より、満濃池に入ってくる水に問題がある。行政指導ができないかとの質疑があり、執行部より、畜産については毎年巡回し、県の家畜保健所と一緒に回って指導している。また、委員より、毎日生活している地域の方の話を聞かないのかとの質疑があり、執行部より、付近で生活している方の声を聞く。また、満濃池に流入する水については検査する方向で考えたいとのことでした。</p> <p>環境保全課より、公共下水道事業の21年1月末現在の接続率74.49%、農業集落排水事業の接続率は91.03%との報告がありました。</p> <p>合併処理浄化槽関係については、仲南地区の浄化槽整備推進事業市町設置型は、本年度4月から37基の設置、設置率66.51%。また、個人設置型は、4月から61基設置、設置率23.55%であるとの報告がありました。</p> <p>また、合併浄化槽設置整備事業補助金については県下の他の地域並みに下げさせてほしいとのことでした。</p> <p>委員より、合併浄化槽はまだまだ設置できてない。浄化槽を推進しなければいけない。また、周知期間が必要であるとの意見があり、執行部より、合併時には大幅に補助金が上がっている。県下で見れば、減額してもまんのう町は高い方である。合併浄化槽の問い合わせがあった時に減額の可能性があることを周知しているとのことでした。</p> <p>以上、付託案件審査、所管事務調査を行い、午後4時45分に委員会を閉会しました。</p> <p>以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>それでは、14時50分まで休憩いたします。</p> <p>休憩を戻して会議を再開いたします。</p> <p>日程第8 交通対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>交通対策特別委員会の委員長の報告を求めます。交通対策特別委員会委員長 谷森哲雄君</p> <p>それでは、交通対策特別委員会の委員長報告をいたします。</p> | <p>休憩 14時36分</p> <p>再開 14時50分</p> |
|---|---|-----------------------------------|

| | |
|------------------------------|---|
| <p>谷森交通 対策特別 委員長</p> | <p>去る1月29日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、琴南支所長、仲南支所長の出席により、特別委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、交通対策、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、議題に入り、企画政策課長より、今までの「まんのう町地域公共交通協議会」の経過説明及び1月26日の第5回開催の内容説明として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琴南地区は奥が深く路線バスだけの運行は難しい、琴南診療所の診療日にわけて造田地区と美合地区の2地域で運行予定。満濃地区、仲南地区については平日毎日運行予定である。 ・土・日曜・祝日、お盆、年末年始は運休とする。 ・運行回数は琴南・仲南地区は1日に4本、満濃地区は1日に5本。 ・利用者には、事前に利用登録をしてもらう。 ・運行時間は午前8時30分より午後5時までとする。 ・乗り継ぎ拠点については、鉄道及びバス路線（美合線）に出来る限り、乗り継げるように配慮する。その時には、乗り継ぎ証の発行を考えている。 ・導入車両はワゴンタイプの車が各地区ごとに1台ずつ、計3台。 ・利用方法は、利用予定時間の30分前までに予約を行う必要がある。朝の1便目の予約は前日の夕方までとする。 ・利用料金は1回あたり300円とする。 ・デマンドタクシー相互の乗り継ぎ及び路線バスとの乗り継ぎについては、月3000円のパスを検討中である。 ・デマンドは基本的に町内のみの運行となる。琴平に行く場合は路線バス利用、また丸亀行きの場合は東高篠から丸亀コミュニティバスの利用になる。 ・経費については、初年度にシステム構築に約1,430万円、運行経費に約2,017万円、合計約3,447万円の予定。次年度以降は運行経費のみである。 ・収入については、延べ1万人を目標としており、年間で300万の収入を予定しており、現在の公共交通経費より約760万円の持ち出し増になるとのことでした。 ・予約センターについては、外部委託で町社会福祉協議会と協議中である。 ・今後の予定としては、新年度にはいり、試験運行費用の国庫補助申請を行い、交付決定後、デマンド運行システムの構築、タク |
|------------------------------|---|

| | | |
|---|--|---|
| <p>日程第9</p> <p>橋田満濃 中学校改築 調査委員長</p> | <p>谷森交通 対策特別 委員長</p> <p>末武議長</p> | <p>シー事業者、バス事業者との調整、町民への広報・周知等をしながら11月より3ヶ月ぐらい運行し、調整をしながら本格的な運行に結び付けて行きたいとのことでした。</p> <p>委員より、仲南地区の温泉バス、炭所線の減便の考え方について質疑があり、執行部より、町の温泉バスは温泉送迎用のため無料であるが、不特定多数の有償デマンド運行は道路運送法4条許可が必要となり、町のバスでの併用は無理である。炭所線の路線バスについては、昼間の2便については、利用者が極めて少なく、この便の小学生が利用する年数回の対策として町バスで対応したい。あとの4便については現状のまま走らせたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、琴南地区については、特に美合地区は火・木の2回しかない。交通弱者の多い地区であり毎日運行してもらいたいとの質疑があり、執行部より、診療所との関係もあるが、利用の形態を試験運行しながら検討して行きたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、月バス3000円を考えていくのであれば路線バスのとの整合性を考えてほしいとの質疑があり、執行部より、今年の11月から試験運行を行うので、住民の声も聞きながら弾力的に今後考えていきたいとのことでした。</p> <p>また、委員より300円の料金を200円にしてほしいとの質疑があり、執行部より、料金については、町財政も厳しく全国平均も300円程のため、300円で計画させていただきたい。ただし、利用状況が延び、好転すれば再度検討したいとのことでした。</p> <p>今後も調査研究をしていくこととし、午後0時5分に委員会を閉会致しました。</p> <p>以上で交通対策特別委員会の委員長報告と致します。</p> <p>これをもって交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第9 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。満濃中学校改築調査特別委員会委員長 橋田忍君</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る2月18日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議長同席のもと執行部より、町長、教育長、総務課長、教育次長、建設課長、出席により満濃中学校改築調査特別委員会を開催いたしました。</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---------------|--|---|
| <p>日程第 10</p> | <p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p> <p>末武議長</p> | <p>議題につきましては、満濃中学校改築調査についてであります。</p> <p>栗田町長あいさつのあと、議題にはいり、</p> <p>教育長より 2 月 1 3 日に第 6 回の改築検討委員会を開催し、3 月に最終の検討委員会を開き、その後、成案を町長に提出予定であり、平成 2 1 年度には、別の委員会を立上げて進めていくとのことでした。</p> <p>また、改築スケジュール案、基本構想、学校からの要望について説明がありました。</p> <p>また、P F I 方式の導入についても検討しており、P F I 方式とは民間の活力を生かして、設計・工事・維持管理までをお願いし、いかにコストを縮減するか。また、P F I 方式の実施については時間もかかるので、早く調査にかからなければならない。</p> <p>従来方式であれば、平成 2 1 年度に基本設計、平成 2 2 年度に詳細設計、平成 2 3 年～2 4 年が工事期間で、平成 2 5 年春には完成というスケジュールになり、建築確認に約 1 年、工事に 1 年半ぐらいから 2 年かけて整備。旧校舎の解体は平成 2 5 年の春ぐらいまでかかるとのことでした。</p> <p>委員より、基本構想などについては諮問機関で進めていった結果の話である。教育委員会事務局と執行部で協議し、その結果に基づいて素案、青写真の作成を行う必要がある。また、これだけ財政難の時であるので P F I 方式は大きな手法であり、導入の適否について説明できるよう調査が必要であるとの意見があり、執行部より、早急に具体的な案について協議したいとのことでした。</p> <p>今後も委員会として、満濃中学校改築について調査検討していくこととし、午前 1 1 時 4 0 分委員会を閉会しました。</p> <p>以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長に対する質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 10 意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため 所得税法第 5 6 条の廃止をもとめる意見書 案 平成 2 0 年 1 2 月 議会継続を議題といたします。</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> |
|---------------|--|---|

| | | |
|--------------------------|---|---|
| <p>日程第 11 日程第 12</p> | <p>末武議長 谷森議員 末武議長</p> <p>栗田町長</p> | <p>討論なしと認めます。</p> <p>議長、賛成討論はありませんかというような議長の発言でありましたので、次反対討論の方をお願いしたいと思います。</p> <p>賛成討論でえんじや。原案に賛成……。私も白川美智子議員がするかと思うて見よった……。</p> <p>これより、意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため 所得税法第 5 6 条の廃止をもとめる意見書 案 平成 2 0 年 1 2 月 議会継続を起立により採決といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は否決であります。</p> <p>したがって原案について採決します。</p> <p>意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため 所得税法第 5 6 条の廃止をもとめる意見書 案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>起立少数であります。</p> <p>よって、意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため 所得税法第 5 6 条の廃止をもとめる意見書 案は否決されました。</p> <p>日程第 11 議案第 1 号 まんのう町 課設置条例の一部改正について</p> <p>日程第 12 議案第 2 号 まんのう町 環境基本条例の一部改正について</p> <p>以上、議案第 1 号、議案第 2 号の 2 議案を一括議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今一括上程されました、議案第 1 号、議案第 2 号についてご説明申し上げます。まず議案第 1 号 まんのう町 課設置条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。行政改革の一環として組織の改編による合理化と住民サービスの効率化の向上を図るために課の統廃合を行うものであります。新旧対照表をご覧ください。第 1 条で課の設置の改正を行っております。商工観光課、住民課、環境保全課、農林課を解消し、住民生活課、産業経済課を設置いたします。第 2 条で分掌事務の改正を行っております。商工観光課の（1）観光に関する事、（2）商業及び工業に関する事、産業経済課の（3）観光に関する事、（4）商業及び工業に関する事とし、環境保全課の（1）環境衛生に関する事、（2）廃棄物の処理に関する事、（3）環境の整備及び保全に関する事、（4）公害に関する事、（7）合併浄化槽に関する事を住民生活課の（4）から（8）とし（5）下水道に関する事、（6）集落排水に関する事を建設課の（6）下水道に関する事、（7）集落排水に関する事といたします。</p> <p>続きまして、第 2 号議案 まんのう町 環境基本条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。議案第 1 号 まんのう町 課設置条例の一部改正についての関連で今回一部改正が必要になったものでございます。内容につきましては、第 2 1 条第 5 項中</p> |
|--------------------------|---|---|

| | |
|-----------------------|--|
| <p>栗田町長 末武議長</p> | <p>環境保全課を住民生活課に改めるものでございます。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。</p> |
| | <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> |
| | <p>これより、議案第1号、議案第2号の2議案に対しての質疑にはいります。</p> |
| | <p>質疑はありませんか。</p> |
| <p>本屋敷議員</p> | <p>3番 本屋敷崇君</p> |
| | <p>3番 本屋敷ですが、今回、住民生活課を作っていたということは今まで細分化されていたものが統合されたと、住民にはわかりやすくなったのかと思うんですが、それに従いまして本来ですね、福祉保険課と健康増進課というような両保険事業にすることがですね、福祉保険課と健康増進課に分かれていますよね、健康増進課の方が予防医療であったりとかいうことを持っていますが、そもそも保険医療全般に係わることから予防医療を進めるというのが筋ではないかと、そういうことからですね、本来は福祉保険課、健康増進課も福祉課としていくような話がですね、あってもよかったんでないかと。またですね、土地改良課と産業経済課ですけれども、土地改良課というのはほとんどが農地に関する土地改修等々、ため池事業であったりとかの事業がほぼ全般になりますけれども、それもまんのう町の農業施策をどうするかというのが元にあつてこそ、土地改良課というものが存在するわけであつて、今、現在ハード整備とソフト事業というのが分離している状態になっているのではないかと思います。やはりそこも土地改良課も産業経済課に組み込むべきではなかったのかという2点ですけれどもそのあたりは検討されたのか、されなかったのか、今回、こういうような結果になった場合にですね、するべきではなかったのかという質問をさせていただきます。</p> |
| <p>末武議長 栗田町長</p> | <p>町長 栗田隆義君</p> |
| | <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。今回、課の再編にあたりまして色々検討させていただきました。本屋敷議員さんご指摘のように今回の2つの課だけでなく、土地改良課とか健康増進課等も統合すべきでないかという意見も色々出ましたが今回は2つの課を統合して、また近い将来次の課の編成も含めて行く方がよりよいであろうというようなことで、結論にいたって今回の課編成になりましたのでよろしくご理解賜りたいと思います。</p> |
| <p>末武議長 本屋敷議員</p> | <p>3番 本屋敷崇君</p> |
| | <p>今の町長の答弁の中で、福祉保険課であったり健康増進課、土地改良課も合併する方がいいんじゃないかという中で結果としてそうなったといいますけれども、そういたるまでの結果の中でどのような意見があつてですね、どのような意見の中から今回見合わせたのか教えていただきたいなど。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>栗田総務課長</p> |

| | |
|----------------|--|
| 栗田総務課長 | <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えします。まず、福祉保険課と健康増進課の統合につきましてでございますが、今、現在、医療制度あるいは社会保障制度がめまぐるしく変化をいたしております。それに伴いまして町の対応といたしましてもいろんな部分です、対応が、といいますかね、事務の煩雑化がありまして2つの課が果たしてどちらの方に事務担当になるんだろうという部分がございます。そのあたりをですね、整理いたしまして先ほど町長が申し上げましたように、近々には再びまた課の統廃合をする必要があるというような協議をいたしております。それからもう1つの土地改良課につきましては、土地改良事務の中にですね、土地改良区の事務というものがございます。現在、まんのう町には3つの土地改良区がございます。独立した組織として運営を行っておりますが、これにつきまして整理をする必要があると考えております。その辺のですね、整理をいたしました後にはですね、これにつきましても、また統廃合をする必要があるというようなことを検討いたしております。以上でございます。</p> |
| 末武議長 本屋敷議員 | <p>3番 本屋敷崇君 今、説明いただいた中で事務の整理等から今回難しかったということで理解させていただいたと思います。あと、今、現在、農林課等々ですね、産業課等ばらばらの配置になっておりますけれども、4月1日から課の設置をどのようにするのかお聞かせいただきたいと思います。</p> |
| 末武議長 栗田総務課長 | <p>栗田総務課長 本屋敷議員さんの課の配置の場所ということでございますが、まず、住民生活課につきましては住民の方が、まず用事で入っていただいて一番目につくのが住民課でございますので住民課にですね、その環境保全課の業務につきましても併せて住民課が動くことなくその隣接したような形で環境保全課の業務をするような配置を考えております。それから産業経済課につきましては、環境保全課が移動しますのでそのあとスペースがございますのでそこへですね、商工観光課の部分を配置したいというふうに考えております。あとですね、福祉保険課、健康増進課につきましてはですね、一部につきまして空きスペースへ移動する必要もあるというふうに考えておりますが、その部分につきましては細かな机の配置等も検討いたしまして、今後決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。</p> |
| 末武議長 | <p>他に質疑ありませんか。</p> |
| 小亀議員 | <p>2番 小亀重喜君 すいません。進行、進行という声が聞こえるんですが、即決ですよ、即決ですのでちょっとすいませんが聞かせて下さい。今、本屋敷議員の方が1つ先へ進んだ意見の方を言われていて、非常にそのとおりだなと思うところもございます。ただ、今回出てきた議案についてというレベルでの質問をさせていただけたらと思うんですが、1つはですね、商工観光のセクションについてをち</p> |

| | |
|----------------|---|
| 小亀議員 | <p>よっとクローズアップして考えたいんですが、2年前というのは、まちづくり政策課がございましてその中に観光行政が入ってましたよね、それを昨年度1つ外へ出して商工観光ということになりまして、また、今回中に入れる。それぞれに本来でしたら反省があつて施策、課の編成があるべきやと思うんです。いってみたら1回出てまた入ってということで非常にふらふらしたような形でもっていつているんじゃないかなあ。これ多分その課というのは中々落ち着いて業務ができない。これ実情やと思うんです。それについてどのような反省があつて、今回、もう1回ひとつ統合しようとしているんじゃないかと、その理由をしかとお聞かせいただきたいというのがございます。それとこれは非常に邪推になるかもしれませんが、課の編成より先に課長職のポストの関係ではないのかなあ、非常にそういうふうな雰囲気があるんで、まずこれポストの問題と課の編成はまるっきり別問題ですから、ポストがどうこうでなくて本当に課の編成としてしかるべきなのか。それをちょっと自信もった答弁を是非執行部の方からお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。</p> <p>町長、お願いします。</p> |
| 末武議長 栗田総務課長 | <p>栗田総務課長</p> <p>小亀議員さんのご質問にお答えします。まず、あとの部分の課長の退職に合わせてというようなお話でございましたが、私が記憶している限りはですね、昨年3月の議会で地籍調査課を立ち上げる時に町長さんの答弁の中で、地籍調査課は必要であるが、これはそれとして、さらに統廃合は考えていきますというご発言があつたように記憶しております。その時点で私どもは今回の統廃合を前提としての町長のご発言だというふうに考えております。ですから結果としてそういうふうな形になったのではございませんけれども、これは偶然の話でありましてその時点でこのような計画はいたしておつたというふうに承知いたしております。それから、まちづくり政策課から商工観光課へ移って、また今度、商工観光課が産業経済課にきた、ちょっとあまりにも短期、短い期間で色々変わりすぎるんでないかというご指摘でございますが、これについてもご指摘の部分は確かにあるというふうには存じておりますが、やはりですね、町長さんの議案の提案理由の方でも述べましたが、やはり合理化を図っていくというような基本の姿勢にたった場合はですね、この統廃合はやはり必要でなかったか。ご指摘の意味を十分承知いたしておりますけれども、今回の統廃合については必要性があつたというふうに考えております。以上でございます。</p> |
| 末武議長 小亀議員 | <p>2番 小亀重喜君</p> <p>すいません。あとから藤田議員が応援していただけるんやろうなと思うんですが、あと1点だけなんですが、自信のあるご答弁として人事ではなくあくまでも偶然だったということでこれは受け止めさせていただきます。ただ、気になりますのは1つのスリム化ということで課が1つになりましても、その下に3つの係りが出来たら係りが非常に仲の悪いいうたら失礼なんですが、係り</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| 小亀議員 | <p>が分離してやってみたら1つの課になっても何の意味もないですね、結局のところ1つの課に統合したならやはりその中で十分な連携が取れなければ、中で3つの課が前と同じようにただ単に課が3つあったのが係りが3つになっただけじゃがと、いうことでしたら何のスリムにもなりません。ということで1つの課になったのであれば、是非、その連携強化ということで進めていただくことをお願いします。要望ですのでそれで結構です。</p> |
| <p>末武議長 谷森議員</p> | <p>谷森哲雄君 いわゆる福祉保険課と健康増進課ですか、これはヘルパーさんとか、保健婦さんは両方の課にまたがっておるような気もいたしますが、保健婦の場合は健康増進課の方へ所属すると思ったりするんですが、例えば、福祉保険課の中の分野にも保健婦の仕事があるかと思うんですが、この点はどういうふうになりますか。</p> |
| <p>末武議長 栗田総務課長</p> | <p>栗田総務課長 谷森議員さんのご質問にお答えします。現在は、福祉保険課と健康増進課は現在の予定では21年度には統合する予定はございませんので、業務につきましても、今のそれぞれの課の業務を推進していくということでございます。</p> |
| <p>末武議長 谷森議員</p> | <p>19番 谷森哲雄君 私の質問の仕方が悪かったんかは知りません。私がお尋ねしたのは、いわゆる保健婦の業務が両方にまたがるので保健婦の所属は健康増進課になるかと思うんですが、両方にまたがる場合はこれはどういうふうに対応しますかというようなことをお尋ねしたかと思うんです。</p> |
| <p>末武議長 寶智福祉保険課長</p> | <p>寶智福祉保険課長 谷森議員さんのご質問ですが、ただ今の保健師は健康増進課に所属をいたしております。非常に関連が多い業務です。私どもの保険関係、また障害関係、これに対しての業務に対しては協力を依頼して連携を密にして今、業務をこなしておるという状況です。以上です。</p> |
| <p>末武議長 藤田議員</p> | <p>藤田昌大君 過去ですね、やっぱり人事については慎重にしてもらいたいなあというのがあります。というのが、合併時に一人の職員が自殺した経緯がありまして、やはり、新生まんのう町については、非常に人事については神経質になっていただきたいなあというのが私たちの立場であります。そして、その中でですね、昨年も町長にいいましたけれども、58歳以上参与制度とかですね、その辺があやふやな部分が多々みられるかなあと思うんです。ですから、するんやったらする。せんのやったらせん。ではっきりしてね。例えば、今回辞める予定がある人やったら参与にするとか、その辺をきちっとしてほしいなあ、課の再編があるからせんかった</p> |

| | |
|------|---|
| 藤田議員 | <p>んやなあと僕思とつんたんです。はっきりいうて。だけど、やっぱり、その流れをいっていったらね、やっぱりそういうことは人事は毅然たる態度をもってですね、きちっとやるべきやと思うんです。特に役職なんかについてはですね、そしてやっぱり、今後の部分がありますので、今、町長の答弁の中にも穏やかな町長の性格の通りやと思いますけども、当然、こういった流れの中です。小亀議員も心配してましてけれども、段々自然消滅を待つんでなしに、やるんならとことんやっただけですね、緊張感を持たしていきながら職員ですね、業務に対する熱意をですね、高揚させるべきだと思うんです。今の中やったらですね、非常に課長がなんぼやめるきん、なんぼへそか。そんな計算の憶測が僕ら流れていくんです、やっぱりそれでは若い町長の折角ですね、あれをみられんような空気を取られかねるので、やっぱり、そこは毅然とした態度で新生まんのう町がですね、きちっと将来的な分を見据えた課の再編やそんなんを見せてほしいんですよ。今度も小亀議員でありませぬけれども自然減のあれかいなという部分をみんな見えています。そして、やっぱり、そういった中ではですね、本屋敷議員も言いましたように室の配置もある程度全部出していながらね、やっつかんと課の再編して、おい、今からどうするんやいうんではですね、いかんと。これに伴ってはっきり例えば、住民生活課やったらそこの入ったところを広くしますよ。いうてはっきりせないかんし、今、商工観光課がおる3階におるんわですね、あれどこへもっていくんやとか、きちっとはっきり線を出さんとね、町民が来た時にどなに対応してええかわからんというのが今の一番大きな状況なんですよ。はっきり。その辺でこの部分を出すんやったらそこまで出してもろて、町長が重大な決意で課の再編をしようとんやなあいう姿勢を是非、見せてほしいと思います。でない、ころころ変わるいうと失言にあたりますので何か一貫性がないような気がしますので、その辺についても町長の答弁をお願いします。</p> |
| 末武議長 | 町長 栗田隆義君 |
| 栗田町長 | <p>藤田議員さんのご質問にお答えいたします。今回の平成21年度では2つの課をなくして新しく課を2つこしらえて、例えば、住民生活課になりますと、今まで住民課と環境保全課に分かれておりました葬祭業務等も、今回の住民生活課で1つの窓口でほとんどのものが今回出来てくるんじゃないかと、このように思っております。また、過去も色々問題があったんですが、職員の数もありまして3階に課を設置しておくのは、教育委員会は3階にあります、いかなものかというような話もありまして、今回の課の編成におきまして全て教育委員会以外の課は1階と2階で業務が出来るようになると思います。今回、先ほども本屋敷議員さんの質問にお答えいたしました、土地改良の統廃合につきましては、今、満濃町土地改良区、仲南町土地改良区、琴南町土地改良区という3つの土地改良区がございます。特にその中でも、満濃町の土地改良区の業務が非常に多ございます。その業務を今、土地改良課の中で色々やっておるわけですが、これは本来なら別のところ、場所でやるべき問題であるというふうに認識いたしております。まあ、今年1年間をかけて3つの土地改良の連合会的なものを作り土地改良は別の場所で、新しいひらがなの</p> |

| | |
|------|---|
| 栗田町長 | <p>まんのう町の土地改良連合会の事務局を作って、今年中に行きたいなあ。その後に土地改良の課の編成も考えております。また、福祉保険課と健康増進課の統合等でございますが、今、現在、福祉保険課また健康増進課もかなりの人数の方がおられます。そういったことで今一挙にこれを1つにするのは非常にまあ、まだ無理があるんじゃないかなあというような話もでした。今年1年かけて色々問題整理をし、統合に向けての準備はして行きたいなとこのように思っております。藤田議員さんおっしゃるように、町長カラーを出して一気に課の再編をやり4つほど課もなくしたい思いもありましたが、中々急激な変化というのは難しいございます。とりあえず2課を編成し、また、近い将来に出来る限りの課の再編を進めてまいりたいと思っております。このように思っておりますのでご理解の程よろしく願いいたします。</p> |
| 末武議長 | <p>他に質疑ありませんか。</p> |
| 川原議員 | <p>川原茂行君</p> |
| 川原議員 | <p>私のですね、町長さんのお考えの中に1つ、課の再編について、今10課になるわけですね12課が。まんのう町の人口、土地、そこらを踏まえてですね、本来は私は8課ぐらいでいいんじゃないかなあ、私が8課というのは別におきまして、基本的には住民の目線で課を考えていただかないと執行部サイドの目線で、どうも10課になってしまちゃったと。こういう気がしていかなのです。また、それぞれの階にいてここではこういう縦のつながりはあるけれども、何で横がつながってこんのやというのが住民サイドの考えですので、ここれ辺を町長さんに是非もう基本的な課の再編にあたっては縦割りだけじゃないんだと、横が何でこんなにうまくいかなのやというのが住民サイドの考えでありますから、ここれ辺のことを十分考慮していただいてこの再編をしていただきたかったなあ、こんなに思っておりますので。これ私がこの10課がもっと少ない方がいいというのは私住民の考えだろうと思っておりますから、それはやっぱり執行サイドの目線だけじゃないんですよ、住民が来てみなさん困っちゃってる。なんでこれ横へいったらこんな話になるんやということをもみんな肌で感じてますからね。そこらは1つ、町長として基本において考えをいただきたい、こんなに思っておりますのでよろしく願いいたします。</p> |
| 末武議長 | <p>それもご要望でいいんですか。</p> |
| 川原議員 | <p>町長さん、今後の姿勢をちょっと聞かせてください。</p> |
| 末武議長 | <p>町長 栗田隆義君</p> |
| 栗田町長 | <p>川原議員さんのご質問にお答えします。確かに住民の皆さん方が庁舎に來られた時にやはり課がたくさんありますと、どの課へ行ってもいいかわからないというようなこともございまして、課が少ない方が住民のサイドにとっては良い面があるのかなあというふうには思っております。まあそういったことで今後なお課の統廃合は進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>栗田町長 未武議長</p> | <p>願いいたします。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りします。ただ今議題になっております、議案第1号、議案第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより、議案第1号 まんのう町 課設置条例の一部改正についての討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号 まんのう町 課設置条例の一部改正についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これより、議案第2号 まんのう町 環境基本条例の一部改正についての討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> |
|----------------------|---|

| | | |
|---------------|---|--|
| <p>日程第 13</p> | <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> | <p>これより、議案第 2 号 まんのう町 環境基本条例の一部改正についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 13 議案第 3 号 まんのう町 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 3 号 まんのう町 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてをご説明申し上げます。昨年の人事院勧告の中で職員の勤務時間は 1 週 3 8 時間 4 5 分、1 日 7 時間 4 5 分とすることや医師の給与に関する勧告がございました。国においては本年 4 月より実施の予定でございます。町におきましても勧告を尊重し実施いたしたく条例の一部改正を行うものでございます。まず、第 1 条でまんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、4 週間を超えない期間につき勤務時間を 1 週間あたり 3 8 時間 4 5 分、1 日 7 時間 4 5 分にするとの関係で本条例中第 2 条第 1 項中の 4 0 時間を 3 8 時間 4 5 分に改め、同条第 2 項中の 1 6 時間を 1 5 時間 3 0 分に、3 2 時間を 3 1 時間に改め、第 3 条第 2 項本文中 8 時間を 7 時間 4 5 分に改め、同項ただし書き中 8 時間を 7 時間 4 5 分に改め、第 6 条第 1 項中、6 時間を 6 時間に、少なくとも 4 5 分、8 時間を超える場合については少なくともを、少なくともに改め、それぞれを削り、同条第 2 号中、前項を第 1 項に、規則でを規則のに改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に下記の 2 の内容の 1 項を加えることというものでございます。なお、第 6 条第 1 項の関係で休憩時間を午後 1 2 時から午後 1 時までとすることといたしております。</p> <p>第 2 条でまんのう町職員の給料に関する条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては医療施設における勤務医の確保を図るためのもので、本条例中第 1 3 条第 1 項第 1 号中 3 6, 9 0 0 を 4 1, 9 0 0 に改め、1 5 号第 2 項中 8 時間を 7 時間 4 5 分に改め、第 1 9 条中 8 を 4 分の 3 1 に改めるものでございます。よろしくご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>(議長、これちょっと数字に読み間違いじゃないですか。3 0 6, 9 0 0 円、4 1 0, 9 0 0 円とちがいますか。)</p> <p>栗田町長</p> <p>すいません。ちょっと読み違いがありましたので、訂正させていただきます。最後の方でございますが、第 2 条でまんのう町</p> |
|---------------|---|--|

| | |
|--------|---|
| 栗田町長 | <p>職員の給料に関する条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては医療施設における勤務医の確保を図るためのもので、本条例中第13条第1項第1号中306,900を410,900に改め、第15条第2項中8時間を7時間45分に改め、第9条中8を4分の31に改めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。申し訳ありませんでした。</p> |
| 末武議長 | <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 藤田昌大君</p> |
| 藤田議員 | <p>人事院勧告の中で出てきたんでないのかなあとと思いますけども、1週40時間が1日の勤務時間が7時間45分をもとにですね、1週40時間がこうなったと思うんですが、その中でですね、16時間を15時間に32時間を31時間に具体的な適用範囲はどこのあるんかということをお聞きしたいんですが。ちょっと我々の範疇ではわかりませんので。そして45分の部分がですね、労基法によりますと8時間未満については45分の休憩時間やいうのがあったんですけども、8時間を越えんかっても1時間の休憩をとってよろしいということですね。その中で3のところにですね、前項の規定によると職員の健康上及び福祉の重大な影響を及ぼす時は規定に定めるところにより、全部の休憩時間を45分以上、1時間未満にすることができる。とこうなっておりますわね。その中でこん中に休息がですね、なくなるとんがですね、職員の健康上及び福祉に重大な影響を及ぼすんですがですね、休息がなくなりましたよね、前回の時にね、それここに引っかかってこうへんのかなと思ってですね、ここにあるのを7時間45分、15分を1時間にもってきたんかなあと。そういう邪推もしますんでその辺ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。それともう1つわからん部分ですね、8を4分の31に改めると、これどういう部分のですね、普通の人見たら8時間やのに……。多分そうおもってますけどね、具体的な計算のやり方の部分でですね、ちょっと説明いただきたいと思います。以上です。</p> |
| 末武議長 | <p>栗田総務課長</p> |
| 栗田総務課長 | <p>藤田議員さんのご質問3点ほどあったかと思えます。まず第1点目につきまして、まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の中で本条の2条の2項の中の16時間を15時間30分、32時間を31時間に改める部分について詳しく説明をして下さいというご質問だったと思えます。まずですね、この前段でございますが対照表の中にですね、第2条の第2項に地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員については16時間から32時間までの範囲で任命権者が定めますよというものがございます。この地公法の28条あるいは28条の5、28条の6はどういうものかというんですね、町の職員で定年退職をしたものを再任用するというような内容でございます。この場合にですね、条件付で短期時</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>栗田総務 課長</p> | <p>間の勤務を命ずる。まあ、こういう職員も採用が可能というようなことがこの28条の5あるいは28条の6につきましては職員組合に専従でおられた方のようなものに対しましても同様な採用が出来るというようなものが謳われております。そういう意味です、職員以下、短時間勤務職員という表示もされております。まあ、こういう方を対象にしましてですね、短期でございますので1週間あたり16時間から32時間という数字がでてきております。これをですね、日数に直しますと2日から4日ということでございます。つまり、今回の改正でこれがですね、7時間45分になったということで15時間30分あるいは31時間というような表示に変わったという部分でございます。それから、その次でございますが、次にやっただすかね。(8と4分の31)これはですね、給与に関する条例の一部改正の中にですね、19条中8を4分の31というような数字で改めるというような内容でございますが、この19条というのはですね、時間当たり、勤務1時間当たりの給与額の算出の積算するための算出式でございます。現在の条例からいきますと、ちょっと読み上げますと19条 勤務1時間あたりの給与額は給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に8を乗じたものを減じたものを除していくということ。つまり、これは8時間で割ることによって最終的には1時間当たりの給与額を出すということでございます。今回、7時間45分に短縮したということでこれを分数に直しますと4分の31ということになりますのでそれによって1時間当たりの給与の金額を算出するというものでございます。それからもう1点、休憩が1時間というような話でこれはですね、議員ご指摘の部分で申し上げますと、まんのう町の勤務時間、休暇等に関する条例の第6条、第6条の新たに第2項を設けました部分だというふうに考えておりますが、今回ですね、1時間休憩を取るようにはいたしておりますが2項にもはいつておりますように職員の健康上及び福祉に重大な影響を及ぼすときは規則に定めるところにより、休憩時間を45分以上1時間未満とするということでございますが、これはですね、まあ、そういう職員がありですね、まあ、そういうケースが現実と考えられた場合はですね、例えばの話ですが、休憩時間を45分にいたしまして今のところでは5時15分というような勤務時間体制をとっておりますが、これをそちらの方の短縮の部分に移すと、休憩は45分だけでも勤務時間の最後を5時にしましてその45分の休憩でもよろしいですよというような内容でございます。以上でございます。</p> |
| <p>末武議長 藤田議員</p> | <p>9番 藤田昌大君 だいたい、確認だったんで説明だいたいわかりましたけれども、要は運用ですよ。運用の時に僕も前から一般質問等でいってましたけれども、職員周知をきちっとしていきながらですね、職員個々もきちっとね、守る、管理職の人もそれなりのですね、対応を管理せえ、いうたらちょっとおかしいんですけども、それはちゃんとしてほしいということです。実は僕45分の休憩でこの間の議会の時に家へごはんを食べに帰りました。食べてすぐ帰って10分しか残ってなかったうちの距離ですね。そういった部分</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>藤田議員</p> | <p>です、やはり、職員の健康とかそういったことを考えたらねえ、その辺はちゃんと管理職として指導していきながら勤務時間をきちっと守って欲しい。今、住民課の中にですね、10時半出勤がありますよね、その辺がどんな勤務体系できちっとしとんか僕らにも見えてこんのですね。その勤務した人、例えば夜間窓口の対応やと思いますけども、それしたときにですね、休憩時間は、いつからあっていつからいつまでやいうんがきちっとね、明示されるそういったもんをですね、答弁いりませんから、執行部の総務課のですね、努力義務として住民周知あんなんをきちっとしていただきたいということです。でないと職員がどんな勤務しょんか、どなんしょんか全然わかりませんし、今回の7時間45分出したらえらいことになるかわかりませんが、その辺については決まったことだし、まだまだ、実施するせんは条例決定からなるんですけどね、やはりそういったもんは慎重にね、上から言うてきたきん、全部せないかんのやポコーンするんでなしに、こうこうこういう事情でなったんで皆さんも頑張りましょうという、そういう姿勢を職員に見せてもらい、職員もいうべきやし、町民にもですね、こういう状況になりました。きちっとしていかんと公務員のお日さん西、西や言う部分がですね、そういうもんやといわれたら職員の方心外と思うんですよ。まあ、そう言った部分では勤務時間とか休憩時間、休暇、年休、そういったことはきちっとみんなに知ってもらわんといかんと思うんです。</p> <p>例えば、教育委員会が仕事したときに今日は代替、代替休暇やいうときながら、その何時間が代替休暇とか色々あるんですよ。その辺をきちっとね、住民に周知を、わかるように文書なりで出していただきたいと思います。その辺をきちんとやっぱり仕事は仕事ですから、きちんとしてこの勤務時間がこうなった機会にですね、是非、そういった取り組みをですね、各課長もきちっとやってほしい。そういうことを僕も常々言ってきましたのでこの契機にですね、そういうことをやっていただきたいということです。答弁いりませんので。はい。</p> |
| <p>末武議長 本屋敷議員</p> | <p>3番 本屋敷崇君</p> <p>少々言いにくいんですか、人事院勧告なんでこの時期に8時間を7時間45分にするような人事院勧告出してきたんか。ちょっと思うんですが、7時間45分になることによって今先ほど勤務1時間当たりの給与額の算出が8から7時間45分になるということで、1時間当たりの給与額が変わると思うんですよ。ということは今現在の給与から変わるということで認識してよろしいでしょうか。</p> |
| <p>末武議長 栗田総務課長</p> | <p>栗田総務課長</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えします。議員さんのお話はつまり、時間当たりの単価が変わるから時間外手当の影響というようなことを含めてのお話でしょうか。</p> <p>(1時間当たりの単価は全部変わるんでしょうか。)</p> |

| | |
|----------------|--|
| 栗田総務課長 | <p>変わります。給料月額が変わりません。まず、基本的には。 （給料月額は。）</p> <p>勤務時間の短縮だけで、給料が上がるというのはございません。結局、影響するのは時間当たり単価が変わりますので、時間外勤務については多少影響はするというふうなことはあります。以上でございます。</p> |
| 末武議長 本屋敷議員 | <p>3番 本屋敷崇君</p> <p>えーと、いいづらいですが、去年ですね、一般的にサムプライムローンの財政破綻によってですね、問題によって我々町役場の原資である税金が今後下がっていくだろうという時にですね、月額給料が変わらないけれども週の勤務時間は減るというようなことをですね、町民が聞いたときに納得していただけるのかどうか、という部分なんですね。確かにお昼休みが45分というのは短いと私も思います。ですが、今現在の状況であるならばせめて5時30分までですね、時間を延長していただいて住民に対して役場もがんばりますから皆さんもがんばりませんかと言う部分にいつてほしいかったと言う部分で人事院勧告を受けたけれどもできればこれを拒否していただきたかったなと思う部分なんですね、これを住民に説明するにあたってですね、人事院勧告だからという説明でOKだと思われませんか。</p> |
| 末武議長 栗田総務課長 | <p>栗田総務課長</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えします。まず、人事院勧告というのは私どもは尊重したいというふうに考えております。過去におきましても様々な人事院勧告がございました。それには時代の流れの中でその景気がええ時にはそれなりの、景気が悪い時にはそれなりの部分の人事院勧告がございました。それにつけて我々は尊重してそのとおりの改正を行ってまいりました。今回は基本的には過去のそういう部分を尊重したという部分をですね、今回も採用してですね、時間の休暇の一部改正をお願いしているというところでございます。住民に皆様につきましてはこれにより住民サービスが低下するということは決してないように、また、職員に対してでも15分でもですね、短くなったからその昼休みの住民サービスをおろそかにしないようにと徹底して周知して指導してまいりたいと思っておりますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> |
| 末武議長 小亀議員 | <p>2番 小亀重喜君</p> <p>今、本屋敷さんが言われたことに非常に近いことになってしまうんですが、是非町長の方にご回答いただけたらと思ひて質疑申し上げます。あの多分、皆さんの中ではお昼すぎてからの15分ぐらいでないかと、15分でないかという感覚で持たれてるんじゃないかなあというところが非常に危惧するところでもあります。でもこれ、簡単に計算なんですけど、例えば15分×200人にすべてかかったとしましたら3000分になりまして50時間なんですよね、50時間をそしたら8で割ったら6人、要は6人</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>小亀議員</p> | <p>の方の分の仕事というのがそこで違ってくるわけなんですよ。もし、影響がないよ、その15分ぐらい影響がないよということでしたら、その6人の人というのは雇わんでもよかった人など、非常に乱暴な計算なんですけど、そういうふうな計算が起こりえるわけなんです。ですからたかが15分というんですけど、その15分について本来でしたら15分なりの仕事を十分にしてもろてなかったら困るわけなんですよ。それに対して15分ぐらいやから関係ないわいうことでしたら、その15分は仕事してなかったということに私はなると思うんです。ですから、たかが15分が全体でいうと6人の6人日ですよ、労働に相当するものだということで考えていただきかけたなあ。また、各課の今課長さんがここで座られているんですけど、その15分に対して支障はないかとそれをカバーするんやぞということが十分に話がされてなかったらいけないと思うんですよ。それがちょっと今、話が十分にされていないような危惧感があります。それについて、たかが15分、されど15分ということでどうお考えかということを町長の方から是非お答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>町長 栗田隆義君</p> |
| <p>栗田町長</p> | <p>小亀議員さんのご質問にお答えをいたします。確かに今、100年に1度という経済危機の中で民間の企業が血を出すようなリストロもやり、非常に厳しい状況の中であり、町民の皆様方に15分、されど15分とはいいますが実質給料はそのままではありますが、時間給にしますと上がるということになるかと思えます。まあ、そういったことで私自身熟知たる思いはありますが、やはり近隣市町、国の方の動向もありますので今までも人事院勧告に従ってやってきたような経緯もございますので、今回も人事院勧告に従っていかなければいけないというふうに思っておりますが、議員さんご指摘のように本当に時間給に計算、換算しますと、そしたら6人の方がおらんでもええんでないかと、まあそういうような思いにもなるのは間違いございません。まあ、そういったことで、そういったことも含めて課長以下、職員の方々にはそういった思いも十分伝えましてしっかりと仕事をしていただくようにがんばっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>2番 小亀重喜君</p> |
| <p>小亀議員</p> | <p>すいません。町長の非常に悲痛な思いもわかりますのでそれで結構なんですけど、もう1つだけ念押しで、さきほどそれこそ施政方針の中で、人件費は前年度比1.3%の削減を図ることが出来ましたと述べられたんですが、今回、それこそ15分割ることの8時間で計算すると3.125%なんです。3.125%上がっているんですよ。ですから1.3%は下げましたけども3%から以上上がってしまったという結論になっていることを是非、併せて心に留めていただきたい。町長だけじゃなく各課長さんの方にお話ししたいと思えます。以上です。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| 未武議長 | | <p>お諮りします。ただ今議題になっております、議案第3号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>3番 本屋敷崇君</p> |
| 本屋敷議員 | | <p>3番 本屋敷です。質問をさしていただきましたが、前回、人事院勧告の時でもですね、小亀議員と共にですね、反対させていただきましたが、やはり、今現在の社会情勢、自治体の原資が税金ということ考えた場合にですね、町民に対して私たち議会が説明責任を負った時にですね、人事院勧告ですからという場合において条例で許可してしまうのはどうかと思います。人事院勧告で何だと、言われた時に、人事院勧告やけんなどしかいえないのです。そんな中でこういった条例改正というのは中々難しいと思いますので、今回は反対させていただきたいと思います。以上です。</p> <p>9番 藤田昌大君</p> |
| 藤田議員 | | <p>賛成討論させていただきます。従来の人事院勧告というのは皆さんもご存知のように、争議権奪われている地方公務員のもので、争議権がない部分のもので、労働3権のストライキ権がないと、その部分をですね、補償をするための人事院勧告でありまして、その部分ではですね、従来、まんのう町の職員組合についてはですね、ちゃんと労働時間を守っていきながらですね、やっとならぬ。そういった部分では人事院勧告については、当然批准すべきであります。過去にも総務課長が言いましたように、遡及制度までやられてですね、返したこともあるようなことも人事院勧告としてはやっておるわけですね、ですから、そういった部分では違法行為といいながら人事院勧告やから返さないかんやないかということで、不遡及の原則を曲げてまでですね、人事院勧告を受けられた経緯があります。そして、今の状況の中ではですね、官製ワーキングプアが出来ているという状況です。まあ、そういった中で町の職員とか非常勤職員を含めてですね、やはり、地方自治体についてはそういったことをなくしていきながら、労働のですね、環境を整備していく。そういった立場がですね、私たち地方自治体から人々には求められているんでないかなあと思うんですよね。それは、ともすれば一般職であればですね、一般の企業であれば最賃法を守つとろうが、守つとらんでもですね、実際</p> |

| | | |
|--------|------|---|
| 日程第 14 | 藤田議員 | 労働基準局へ行ったってなんちゃ効果ないんですよ。そこまでのですね、労働環境が一般にありますのでやっぱりそういった意味ではですね、法律を守るといことは法治国家としては重要なことでありますし、特に地方公務員労働者についてはですね、一般に認められている労働 3 権の 1 つストライキ権、団体交渉権がありませんのでその代償としてやっていただいた。ストライキ権が返ってくるのであれば人事院勧告をなくしていきましようという分についてはですね、私も本屋敷君も同等なあれがありますので今回については私はこの勧告についてはですね、賛成の立場で討論に参加したいと思います。以上であります。 |
| | 末武議長 | これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 まんのう町 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 |
| | 栗田町長 | 日程第 14 議案第 4 号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 4 号 まんのう町手数料条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。現在、手数料条例、身分等関係証明手数料中、住民基本台帳カードの交付または再交付が 1 件につき 5 0 0 円となっておりますが、このうち住民基本台帳法施行規則に規定する別記様式第 2 の住民基本台帳カード、これは顔写真と氏名、生年月日、性別、住所の 4 情報が入ったカードですが、この写真付き住民基本台帳カードを平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの 2 年間に限って交付手数料を無料にするものでございます。平成 2 0 年 5 月 1 日の戸籍法改正により窓口での本人確認が法律上のルールになりましたが、運転免許証等の公的身分証明書をお持ちでない方が多くおられます。写真付住民基本台帳カードは公的機関の窓口での証明等申請時に本人確認が出来る公的身分証明書でありまして、お年寄りの方など運転免許証等の公的証明書をお持ちでない方のためにも住民サービスの向上、住民の利便性の向上等々に資するものであります。総務省では電子政府、電子自治体の基礎となるこの住民基本台帳カードの普及促進を図っており、この度一層の普及拡大を図るためこれまで交付手数料 5 0 0 円が相当との記述を平成 2 2 年度まで交付手数料を無料化しても差し支えない。この間、無料化した市町には特別交付税を措置する旨の通知があり、これにより無料化にするものでございます。ご審議のうえご決定賜りますようよろしくお願いいたします。 |
| | 末武議長 | これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいりません。 |

| | | |
|--------|------|--|
| 日程第 15 | 末武議長 | <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 4 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>ここで議場の時計で 2 5 分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">休憩 1 6 時 1 0 分</p> <p>休憩を戻して会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">再開 1 6 時 2 5 分</p> <p>お諮りいたします。本日の会議は 2 4 時まで時間延長をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本日の会議は 2 4 時まで延長することに決しました。</p> <p>日程第 15 議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> |
| | 栗田町長 | <p>ただ今上程されました 議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。介護保険法の規定に基づき、まんのう町における要介護者や要支援者の人数、必要な介護サービスの量を見込みこれに必要な介護保険料額に改定するものでございます。介護保険の報酬の改定などにより、まんのう町の介護保険第 1 号 保険者の保険料基準額は年額 5 9, 6 0 0 円といたしております。平成 1 8 年度から平成 2 0 年度の保険料基準額 5 2, 5 0 0 円から 7, 1 0 0 円 1 4 % の増加となっております。また、平成 1 8 年度から平成 2 0 年までの介護保険料の激変緩和措置は終了いたしますが、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの間、介護保険料の段階を 6 から 7 段階にし、当該保険料の額の軽減を図る措置を講じております。なお、今回の保険料の額算定にあたりましては介護保険事業費計画策定委員会の協議を経ておりますことを申し添えておきます。よろしくご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> |
| | 末武議長 | |

| | | |
|----------------------|--------------|--|
| 末武議長 | | <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p> |
| 谷森議員 | | <p>近隣の町段階あるいは県下の市と平均いたしますと、まんのう町はかなり介護保険料が高いわけでございます。そういう中で介護給付費準備基金の取崩しとか、こういう方法もあって一部の町ではこの基金を取崩して、急激な介護保険料の値上げを抑制しておるとこういう町もあるわけでございますが、先ほど来のいろんな議案の審議の中で本当に不況で働くものは大変な生活をしいられております。そういう中でこの介護保険料が値上げとなるということについては、町としてもう少しよく、これ国で決まっておるんでどうしようもないかと思いますが、先ほど申し上げましたような介護給付費の準備基金とかこういうなのを取崩して介護保険料を少しでも軽減すると。こういうようなことが考えられるかと思うんですがこの点はいかがですか。</p> |
| 末武議長 細川健康 増進課長 | 健康増進課長 細川憲志君 | <p>失礼します。谷森議員さんのご質問にお答えしたと思います。第4期の介護保険料の算定いたします時点で、先ほどご指摘のありました基金については、今ある基金を1億5千万程取崩してですね、急激に上がるのを抑制しております。主に介護保険のですね、今回の上がるという要因でございますけれども、まず、保険料の負担区分が今まで19%だったんですが、それがまあ、若年層の負担の人数とかそういうもので20%に引上げられたということとですね、介護報酬の改定が3%引上げられております。それから、6段階、今まで保険料の所得に応じて6段階に分かれておりましたけれども、その中の4段階が基準になっておりますけれども、その4段階の中、一部の方に新たに段階を設けてですね、本人が住民税非課税で世帯に課税者がおり、本人年収が年金収入が80万以下の方、その方にはもう1段階、基準が1ですから、その前の3段階の方が0.75なんです。それでその中とって0.875いうことで1段階設けたということでその影響もあろうかと思っております。</p> |
| 末武議長 | 19番 谷森哲雄君 | <p>ちょっとこれ、お願いしておきたいのですが、もう委員会付託をいたしておりますので、あと委員会への要望ぐらいをお願いをしたらと思います。こういうことを検討していただきたいということで。</p> |
| 谷森議員 | | <p>それでは、議長のかねてのお願いでございますので、委員会審議の中で特にお願いしておきたいのは、いわゆる介護費用が上がりましたので一般的には介護保険を使うのがかなり抑制されるのではないかと、こういうような意見もあるわけでございます。まあ、そういう中で先ほども申し上げましたが、確か、県下市町村ではまんのう町が高い方から3番目か4番目ぐらいかと思っております。これはあの、本町が非常にこう社会福祉協議会が在宅介護とかそれからまた施設介護とか、まあ、そういうことで一生懸命されておるかとは思ったりするわけでございますが、やはり、住民生活を守るというようなことで町長を初め、やはり役場職員の皆さん</p> |

| | | |
|---------------|---|---|
| <p>日程第 16</p> | <p>末武議長 栗田町長 末武議長 藤田議員 末武議長</p> | <p>日程第 17 議案第 7 号 まんのう町 都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 7 号 まんのう町 都市公園条例の一部改正についてのご説明をいたします。本案はまんのう町吉野地区、高屋原地区に建設されたかりんの丘公園の設置運営に伴い、既存のまんのう町都市公園条例の一部を改正するものがあります。かりんの丘公園内には野球場、多目的グラウンド、トライアルランドの有料公園施設を設けておりますので利用料金に関する条項また指定管理者による運営に関する条項を記載し、施設の適正な運営や管理を行うために町並びに利用者の手続き等を定めております。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的に質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。</p> <p>9 番 藤田昌大君</p> <p>この間も質問しとったんでありますけれども、24時間開場ですよね、確か。ですから例えばこの午前、午後の定義、夕方9時から10時ぐらいがですね、夜の使用だと思いますけれども、それらの定義がですね、全然出てないんですね、晩の使用いうたら、まず、照明がないとできんのかなと思いつつもですね、占有する可能性はなきにしもあらずなんで、出来ましたら委員会の方で午前とは何時から何時までや、午後とは何時から何時まで、夜間とは何時から何時まで、ある程度の部分を大綱的に出していただきたいと思うんです。そして24時間の営業にはならんと、開場ですよね、だから、その辺の部分についての管理運営の大綱的なですね、考え方をちょっと審議していただいたらと思うんです。でないと、普通9時から10時までではひょっとしたら管理人がおるのかなと。想定しながらですよ。ほんでおらんのだらどなんなるんやいうのがありますので、その辺をきちっとやっぱり別表の14条関係の施設を使用する場合いうところのですね、時間が多目的グラウンドであればですね、別につこてもええやろ。例えば僕らやったら星空観察したいなと思うんですね。あそこで。まあ、その時やったらどななあれになるのかなと、ちょっと具体的な部分をですね、是非時間を明示していただかなければですね、例えば、午前の半日と午後の半日は、これ全然時間違うんですね、考え方によっては。1時から5時まで使えるかというのと8時から12時までかというのと全然違うと思うのでその辺やっぱり、規則かそういった中でですね、ある程度議論して明らかにしていただきたいなあと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>商工観光課長 大西徹野君</p> |
|---------------|---|---|

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>日程第 18 日程第 19 日程第 20</p> | <p>大西商工 観光課長</p> <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> | <p>藤田議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。この公園は色々なその施設というのかジョギングするコース、ウォーキングするコース、それから芝生広場はその自由にその住民が使われるコース、それから野球場とか多目的グラウンドはある程度その料金を徴収しますので、そういうふうに色々な用途がございますので今から委員会で十分その規則を検討いたしまして、どういうふうな時間帯に設定するかというふうなことを決めて行こうかと思ひます。以上です。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 7 号は、総務常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 18 議案第 8 号 まんのう町 かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>日程第 19 議案第 9 号 緑地等利用施設 かりん広場条例の一部改正について</p> <p>日程第 20 議案第 10 号 人づくり研修施設 かりん会館条例の一部改正について</p> <p>以上、議案第 8 号から、議案第 10 号までの 3 議案を一括議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今一括上程された 3 議案についてご説明を申し上げます。</p> <p>まず、議案第 8 号 まんのう町 かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。本議案及び次に上程されます第 9 号かりん広場の条例の一部改正及び第 10 号のかりん会館の条例の一部改正とも 3 議案についてはいずれも近い将来一括して指定管理者に管理委託するために前もって指定管理者への管理委託ができる旨を条例に組み込もうとするものでございます。本施設は 3 施設と共に観光目的、住民参加と協力、町の紹介等の役割を持ち、将来は、指定管理者での管理の方が町の活性化や住民参加が得られよりよい管理が出来ると確信されます。そして現在、商工観光課で観光協会、仮称まんのうコイネットツーリズム協会の立上げ準備をいたしております。この協会が法人格を取ればゆくゆくは当協会に管理を委ねるつもりでございます。</p> <p>議案第 9 号 緑地等利用施設 かりん広場条例の一部改正について、前条例と同じく管理体制を指定管理者に委ねることが出来る旨の一部改正です。この広場は、まんのう池の東詰の湖畔周辺のかりん亭に隣接して立地する眺望の優れた環境にあります。観光には絶好の場所で指定管理者への管理が可能になれば、より集客力のある催しが可能になると思っております。</p> <p>議案第 10 号 人づくり研修施設 かりん会館条例の一部改正について、本条例も指定管理者に管理移行することが出来る旨の一部改正でございます。年間に 1 万 2 千人の利用客があり神野寺を訪れたお遍路さんの休憩場所、うどん打ちの体験、音楽の練習、</p> |
|-------------------------------------|--|---|

| | |
|--------------|---|
| 栗田町長 | 土地改良等の研修等々色々な使われ方がなされておるわけでございます。よろしくご審議のうえご議決賜りますようよろしく願います。 |
| 末武議長 | これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第8号から、議案第10号までの3議案に対しての質疑にはいります。 この3議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 |
| 本屋敷議員 | 3番 本屋敷崇君 総務委員会に付託されておりますので、総務委員会に付託する時にですね、資料としてパブリックコメントを出しておったと思うんですが、それで何件かあったと思いますがそのパブリックコメントの意見を委員会の時に付けていただきたいのと、あとですね、町長の方の説明理由の中に観光協会の話が出ておりましたけれども、今現在、観光協会の立上げも聞くところによると難航しているとお話ですが、今まで既存である各種団体、各種観光系の団体を一にするというのはとても難しくですね、また、こういったかりん亭であるとか、かりん広場、かりん会館等の維持をしていただくために協会を作るといのはとてもコンセンサスを得るのは難しいので連絡協議会であるならばかまわんのですけども、中々こういったところを管理していただくために今既存の観光系の協会を一にするというのは難しいので、委員会の中でも十分に議論をしていただきたいと思います。 |
| 末武議長 藤田議員 | 9番 藤田昌大君 9番 藤田ですが、議案8号のですね、かりん亭の部分であります。かりん亭の場合はですね、所有者との関係で町役場が直轄しなければならないという部分がですね、個人との話の中にあつたような気がしてですね、今までずっとこの部分が来たと、森末君も現にかりん亭のうどんを打ちに行つたことがありますよね、まあ、そういった部分でですね、その分がとっぱわれたんですか。その辺がちょっと僕理解ができませんのですよ、それともう1点はこの3つの施設が営利を生むような目的施設ではないんですよ、どなんしても、どなん営業努力したって絶対無理ですよ、ここは。誰か基本的には多分、委託業務になつてその部分でどうなるんだろうかという部分でありますので、その辺がNPO法人を立ち上げたその人たちにこの範囲内で委託しますよとやるのか、原則的なちょっと考えをですね、ちょっとお聞きしとかんと普通の指定管理者やったら、ただで、はい、して下さい。全部出しますよ。言う分がね、そんなやり方ですよ、ただし、この場合は維持管理、修繕費、そんなも含めた部分の部分であとはあなたたち収益を出してくださいと、例えばかりん亭だけをですね、例えばやって、かりん亭でそなん全部収益が上がるはずがありませんのでその辺も含めたですね、基本的な考えを、かりん亭の契約部分とですね、将来的な基本的な考え方をちょっと大綱的にお知らせ |

| | |
|--|--|
| <p>藤田議員 末武議長 大西商工 観光課長</p> | <p>ください。</p> <p>商工観光課長 大西徹野君</p> <p>失礼します。今、問われております観光協会の立上げ、まず、その前にですね、かりん亭の用地はもちろん借地でございます。そして、今亡くなられましたが当然借地主の方からは、役場が使うんだったら無料で借っております。無料でお貸ししますというふうなことで、それが民間がうどん屋さんを開業するんやったら絶対無理でございます。そういうふうなことで、あの今回かりん亭だけじゃなくてその全体的な観光協会の管理運営にその委ねようとしております。もちろん中々その観光協会の立上げが、今、難航しておりますし、4月からはたちまち、そのすぐは無理と思ひまして今言われました連絡協議会、観光協会の連絡協議会のような格好でも立ち上げなければと思っておりますし、すぐ、指定管理者の方へは委託は無理でございます。ただ、観光協会の方の立上げというのは中々役場がですね、観光、食のうどん屋さんとか、そういうふうなものをそのPRしていくのに役場では中々そのPRの限度がありまして出来ませんので、PRその個人商店の方から少しでも会費を徴収してその協会の方で独自にそのPRをしていけば観光協会の方でPRしていけば非常にその効果が上がるというもくろみがあります。それでその協会の方でかりん会館、かりん亭とか諸々のその施設をこの法人にされるであろう協会が、管理運営していくという幅広いその考えでゆくゆくはしていった方が、まんのう町のその観光の活性化に役立っていくんだなというふうなことが現在までの会を重ねてきた会の内容でございます。ただ、今、難航しておることは確かでございます。以上です。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>9番 藤田昌大君</p> <p>藤田昌大君もすいませんが、もう要望に留めておいてください。</p> |
| <p>藤田議員</p> | <p>答えが返ってきてないんですよ。あのね、僕、固有名詞いいますが、矢原さんが亡くなったきん、それやったらあとの遺族については営利目的でも貸すいうたんですか。はっきり。その辺がね、はっきりせんと今までかりん亭がそうふうになったのは、営利目的の人に貸したらいかんよいうことで、町もですね。今やったら商工観光課がもってですね、ずっとつぎ込みながらやっていたんですね、普通の人に言わしたら、あなんとこ、そなんせんでも絶対儲けてさしてやるわ、いう人おるんですよ、一杯、かりん亭の場合は。但し、その持ち主がそれをしたらいかんいうことで町も苦勞してやっきたんですよ。そういったことを踏まえたらですね、その契約がなくなったんかいうことですよ。あの、貸主から。それともう1つは、議長がいやがとんで。指定管理者もね、やっぱり、そなん甘い指定管理者も出てきませんからね、やっぱり思惑は観光協会やのNPO法人していきながらやるのが目的やろなと思ひますけれども、やっぱりその辺をね、方向性をきちんとしとった方がええかなと。ほんでないと僕もここをよく使いますので活性化するように是非、そういった団体に運営するようにお願いしときます。もう、変わったか変わってないかだけ</p> |

| | |
|----------|---|
| 藤田議員 | 返事してください。 (すいません。すいません。・・・) |
| 末武議長 | 本屋敷崇君 |
| 本屋敷議員 | 観光協会のお話をしよりましたけどもPRは商工会でも出来ますので、観光協会を立ち上げるよりも商工会をてこ入れするという方が先決ではないかと思しますので、総務委員会の方でそちらの方も議論していただきたいなと思します。 |
| 末武議長 | 契約の方は町長の方がええんでないん。 町長 栗田隆義君 |
| 栗田町長 | 藤田議員さんの質問にお答えします。かりん亭の運営につきまして地権者の方から民間の方が営利目的でやってもいいよというような了解を今得ておるわけではございません。まあ、これからの交渉しだいになるかと思っておりますよろしくお願します。 |
| 末武議長 | 他に質疑ありませんか。 大西豊君 |
| 大西豊議員 | ええともう、おおまかにお聞きします。これあの、言葉を見る限りでは下のほたる見公園ははいってないんですけど、これははいってないかどうかということと、それと指定管理者にするとしたらどのくらいの費用を見込んでおるのか。委託料、まあ、どうして質問するかというと、今、グリーンパークまんのうさんの方へ年間1千万前後の業務委託を公園関係にしております。そういう中で管理費ばかり払ってグリーンパークまんのうの収益として、まんのう庁舎を含めて自動販売機で大体350万の収益を得ております。そういう中でメインのところはほたる見公園のところがメインで全体で1日に1万円の自動販売機の収益を得ておりますので、この施設、今、色々指定管理者の話しとりますけどプラスの部分、極端に言えばグリーンパークへただで貸して電気代だけ払ろうて350万儲かっじょるということです。まあ、そういうことも考慮されとるかどうかということをお聞きします。 |
| 末武議長 | 商工観光課長 大西徹野君 |
| 大西商工観光課長 | 失礼します。あの実際まだ立ち上がっておりませんので、あの今の質問については非常にまあ、立ち上がってから苦慮するところですけども、例えばほたる見公園です。ここをその全国的にもそのぼたん園ということで非常に人気がある公園でして、町外からも非常に集客力があります。それで観光協会が立ち上がったら、そこであそこで色々な食とか、テントかけでそういうふうなことは立ち上がった観光協会、入場料取るとか、そういうことまでは今はちょっと考えるというのが困難でございまして立ち上がってから、そのできるだけであろう観光協会の方でその収益が得られるように、そして、そのお客さんがぼたん園を見てそして満足して200円払って満足して帰ってもらえるような、まんのう町としてイメージが上がるようなその観光協会にしていくべきだろうと |

| | | |
|--------|------|--|
| 日程第 22 | 栗田町長 | <p>ままでは、必要な栄養所要量や標準的な食品構成を確保して、かつ安全な学校給食をこれまでどおりに提供することが困難な状況となってまいりました。平成 21 年度には主食と牛乳が値上がりすることが既に決まっており、他の給食食材につきましても値上がりすることも考えられます。このことから献立委員会では現在の給食内容を維持し、安全な学校給食を提供していくためには学校給食費の改定が必要であるとの結論に達しました。以上のことから献立委員会で改定案を検討し、取りまとめて給食運営委員会に改定案の審議をお願いいたしました。その結果、諸物価の値上がりが続いており今までどおりの給食を提供するためには、給食費の改定は避けられないものと答申が教育委員会に提出されました。これを受け、教育委員会でも改定案の協議を行いまして給食費の改定はやむをえず、今後は給食費の改定について保護者の理解を得ると共に今後とも国産品や地域を中心とした食材を使い、地域の特色を生かした献立の多様化や旬の食材を積極的に取り入れる等、また、出来る限り手作りの給食の充実に努めるとともに安全、安心でおいしい学校給食の提供に努めていくよう指示されたところでございます。以上のことから、今回、給食費改訂案を上程したところでございます。よろしくご審議賜りご議決賜りますようお願いいたします。</p> |
| | 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 11 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 22 議案第 12 号 字の区域の変更についてを議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 12 号 字の区域の変更についての提案理由を説明させていただきます。字の区域の変更につきましては地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。本町の字の区域の一部を変更しようとする別紙変更調書をご覧いただきたいと思います。仲多度郡まんのう町吉野字大堀に編入する区域といたしまして字蛭田のものを字大堀に編入するわけでございます。字蛭田の 1958 の 2、1966 の 2、1995 の 3、1995 の 4、1998 の 2、1999 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する水路である町有地の全部並びに 1927 の 1、1927 の 3、1928 から 1931、1932 の 1 に隣接する道路である町有地の全部であります。続きまして、仲多度郡まんのう町吉野字上川原添に編入する区域と</p> |

| | | |
|--------|------|---|
| 日程第 23 | 栗田町長 | <p>いたしまして、字木ノ崎中所 2 6 2 2 の 3、2 6 2 3 の 4、字市神 2 1 8 8 の 3、2 1 8 8 の 4、2 1 9 0 の 7、字宮東の 9 0 5 の 2、9 0 8 の 2、9 0 9 の 2、9 1 0 の 2、9 3 0 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部並びに 9 1 0 の 3 に隣接する道路・水路である町有地の一部であります。次に、仲多度郡まんのう町吉野字下川原添に編入する区域といたしまして、字宮東 8 1 2 の 2、8 1 3 の 1、8 1 3 の 2、8 2 1 の 6 の一部、8 2 5 の 2、8 2 5 の 4、8 2 7 の 1、8 2 8 の 2、8 2 9 の 5 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部並びに 8 2 8 の 2 に隣接する水路である町有地の全部であります。次に仲多度郡まんのう町吉野字宮東に編入する区域といたしまして、上川原添に位置する字宮東 9 3 6 の 4 に隣接する水路である町有地の全部であります。これらは平成 1 9 年度地籍調査の 1 筆地調査を実施したものでありまして、従来より字界は道路・水路等で定められておりましたが、道路・水路等の拡幅等により現状と字界が一致なくなっているため、今回の調査結果による道路の形状及び水路の形状に合わせて字界を定めようとするものでございます。なお、この新字界の効力の発生は国土調査法第 1 9 条第 2 項の認証の日となります。どうぞご審議賜りますようよろしくお願いいたします。</p> |
| | 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 1 2 号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 23 議案第 13 号 平成 2 0 年度 まんのう町一般会計補正予算案 第 5 号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> |
| | 栗田町長 | <p>ただ今上程されました、議案第 13 号 平成 2 0 年度 まんのう町一般会計補正予算案についてご説明申し上げます。まず 1 ページをお開きください。第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 6, 6 5 4 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9, 9 9 2, 5 7 9 千円とするものでございます。第 2 条で地方債の補正を、第 3 条で繰越明許費を定めております。3 ページをお開きください。歳入につきましては精査によりほとんど減額しております。第 1 4 款 国庫支出金の国庫補助金の増額は国の第 2 次補正の臨時交付金によるものでございます。第 2 1 款 町債で 3, 8 0 0 千円増額いたしておりますが、これは総合公園整備事業債 1 3, 5 0 0 千円が主な要因でございます。4 ページをお開きください。歳出につきましては、第 1 款 議会費は精査によ</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>栗田町長</p> | <p>るものでございます。第2款 総務費の総務管理費は臨時交付金による増額でございます。27ページに表示をいたしておりますが、第13目 地域活性化生活対策臨時交付金事業費で399,150千円を計上いたしております。事業内容は、複数の課によりますが総額の調整のため集中計上をいたしております。また、財源の内訳といたしまして一般財源を119,690千円計上いたしておりますが、事業間の調整を行い最低限の支出に留めるよう考えております。29ページ、第18目 定額給付金、給付事業費で424千円を計上しておりますが、これは国が示す事務費のさらなる精査を行った結果によるものでございます。この事業は繰越いたす関係上予想される補助金の財源確保の必要があることをご理解願います。第3款 民生費も精査によるものでございます。第4款 衛生費は第1項 保健衛生費 第4目 環境衛生費で満濃池関係の水質検査委託料260千円を計上いたしております。その他は精査によるものでございます。第6款 農林水産費は精査によるものでございます。第8款 土木費では第2項 土木管理費 第2目 道路橋梁維持費で維持補修用資材費で975千円、第4項 都市計画費 第1目 都市計画総務費で工事請負費として1,000千円、それぞれ補正計上いたしております。その他は精査によるものでございます。第10款 教育費は精査によるものでございます。第12款 公債費は一括償還等による減額でございます。第13款 諸支出金は基金への積立でございます。5ページをお開きください。地方債の補正は先ほど歳入の説明で申し上げましたとおりでございます。7ページをお開きください。繰越明許費は平成20年度において計上いたしております事業を21年度へ繰越すためへの措置でございます。第2款 総務費で、地域活性化・生活対策臨時交付金事業で399,150千円、定額給付金事業で335,924千円、第3款 民生費で子育て応援特別手当事業9,900千円、第8款 土木費で県営工事負担金3,120千円、まちづくり交付金事業で55,416千円をそれぞれ繰越すものでございます。事項別明細は9ページ以降に記載をしておりますのでお目通し願います。ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3番 本屋敷崇君</p> |
| <p>本屋敷議員</p> | <p>第2次補正が2億8千万、約あった中で、地域活性化交付金事業費が4億、先ほど町長のお話の中でまだ精査していないという話でありましたけれども、繰入金の違い、繰越金の1億5千5百万を補填するような形に今はなっておりますが、これからの町の財政関係を考えればですね、これはできれば基金に積み立てたいところですので、今、現在でわかるところは今回の補正予算</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>本屋敷議員</p> | <p>を審議する時にですね、今、現在こうなってこうする予定ですよというぐらいのものはいただきたいなと思うんですけど、まあ、予算にあるから、つこてしもたらそれでええやないかということになってしもても困りますので、一応、事業としてこれぐらい精査していくつもりですと、言うぐらいの資料はいただけるのかどうか。それとですね、前も聞かせていただいたんですけども、町債費の中で土木費を1千4百万補正して、全部で3千8百万ほど町債費が増えとんですけども、町債費にでなくて、繰越金等をあてるとかですね、基金を借りない方が今後10年後とかの、いくら交付金算入があるといってもですね、交付金算入は借金を返すための交付金算入ですから、それ交付金算入したから新しい事業が出来るというわけでもないで町債は借りない方がいいんじゃないかと思うんですが、それ町債を借りる理由というのをお聞かせ下さい。</p> |
| <p>末武議長 栗田総務課長</p> | <p>総務課長 栗田昭彦君</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。第2次補正による臨時交付金について4億程度、今、補正を組んでおります。交付金につきましては2億9千2百万程度いただけるというふう聞いております。この4億円につきましてはお手元にそれぞれ、総務費の一般管理費の中で金額を具体的にお示ししておりますし、また、先日の全員協議会においてでも各担当の課長の方から、説明をさしていただいております。私どもは、この4億円すべて使い切るつもりはもうとうございませぬ。1億1千万程度は一般財源で、まあ、財源措置はいたしておりますがこれにつきましては、先ほど町長の説明中でも申し上げましたように出来るだけ支出は削減したいというふう考えております。出来ますれば、2億9千2百万プラスアルファの部分については最小限にしたいというふう考えております。次にですね、起債の問題でございますが、起債を発行するよりも基金あるいは繰越金を使って財源を確保した方がいいのではというご質問でございますが、基金、まんのう町が発行しておる起債のですね、多くは非常に町としては有利な起債を発行するというふう考えております。例えば、臨時財政対策債あるいは辺地、過疎債それから合併特例債等々でございます。これにつきましてはかなり、高率で地方交付税の算定にはいってまいります。例えば、100の事業をしたといたしまして一般財源は起債を借りてですね、後々の地方交付税の算入を考えますと、半分約50になる結果として一般財源が50ですむものもございませぬ。一方ですね、基金あるいは繰越等を使いますと100のお金を一般財源から支出しなければならぬという部分がございます。まあその辺で数字上計算いたしまして出来るだけ町に有利なような支出の仕方を考えておるといことございませぬ。以上でございます。</p> |
| <p>末武議長 本屋敷議員</p> | <p>3番 本屋敷崇君</p> <p>町債の方はまた個別に教えていただきたいと思ひます。臨時対策債の方ですけれども、対策事業の方ですけれども、20年度の議会でもですね、高額の補正が出たりですね等々ありました。その中でですね、やはり予算としては、かつかつの予算を組んだう</p> |

| | |
|----------------|--|
| 本屋敷議員 | <p>えで、それで足りないから繰越金を使用しようと思いますの報告の方が健全運営が出来るのではないんかと思うんですが、今回にいたっては仕方がないのかどうかという部分、まあ、あのその方式をとる方がいいのかどうか。という部分とちょっとお聞かせいただいたらと思います。</p> |
| 末武議長 栗田総務課長 | <p>総務課長 栗田昭彦君 先ほども申し上げましたようにですね、今回の臨時交付金の予算の計上につきましては1億1千万の一般財源をいれた予算計上をいたしております。これにつきましてはですね、概算、かなり概算の部分がございましてこういう数字を計上いたしております。用途につきまして、使い方につきまして要するに支出につきましてですね、これはあくまでも概算の計上でございますので、今回はこういう形でお願いはしておりますが、実際の支出につきましては1億1千万出来るだけ少額に留めるような努力をいたしたいというふうに考えております。</p> |
| 末武議長 白川美議員 | <p>7番 白川美智子君 地域活性化生活対策これ急に入ったものですがけれども、これは予定しておったものか、単なる思い付きなんでしょうか。</p> |
| 末武議長 栗田総務課長 | <p>総務課長 栗田昭彦君 白川美智子議員さんのご質問にお答えします。この地域活性化の関係の交付金でございますが、ご承知のように国の2次補正がですね、確か12月に出たように記憶いたしております。これに伴いまして私共へも県の方からそれに対応するようというような指導というか通達がございました。具体的な金額もですね、時間的な差異はあったんですけれども2億9千万程度ですよというお話がございました。それに伴いましてですね、私共が各課に連絡いたしましてその交付金の目的に見合うような用途をまず、各課で考えるように私の方から連絡を申し上げました。それによって上がってきたものがかなりの数字にのぼっております。かなりの数字にのぼったんでございますが、これを基にですね、県の方とも協議してこの交付金の目的に見合う事業を選択いたしました結果がこのような予算の計上になっておりまして決して思いつきというようなことはございません。以上でございます。</p> |
| 末武議長 | <p>他に質疑ありませんか。</p> |
| 谷森議員 | <p>谷森哲雄君 中山地区で宅地の分譲あるいは家が1戸か2戸建っておるといような話は聞いたんですが、公式の場ではそういう報告を聞いてないので、今、現況はどういうなんかいうことをお尋ねいたしたいんとそれからですね、いわゆる30ページですか、老人福祉施設入所措置の事務委託料いうんですか、これが約52,000千円それからすな、59ページの児童福祉費で臨時のアルバイトの賃金が20,000千円とこういうような高額な賃金ですが、これはどういうような形で使われるのかお尋ねいたします。</p> |

| | | |
|---------------|--|---|
| <p>日程第 24</p> | <p>谷森議員 末武議長 谷森議員 末武議長</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> | <p>それとですね、85ページで満濃池の周辺整備工事ということが上がっておりますが、具体的な工事の内容をお願いいたします。</p> <p>補正予算です。</p> <p>はい。はい。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第13号は総務常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第24 議案第14号 平成20年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第3号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第14号 平成20年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。51ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございます。第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,597千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,377,517千円とするものでございます。53ページをお開きください。まず、歳出では、第1款 総務費 第1項 総務管理費のうち電算共同処理委託料を351千円増額し、11,690千円に、第2款 保険給付費 第1項 療養諸費を28,948千円減額し、1,663,539千円に、第8款 保健事業費 第1項 特定健康診査等事業費 第2項 保健事業費それぞれ3,000千円増額し、28,559千円にし、補正総額22,597千円を減額するものでございます。次に歳入でございますが、第1款 国民健康保険税を18,882千円減額し385,118千円に、第3款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 21,804千円減額し、348,468千円に、第2項 国庫補助金350千円増額し、国庫支出金を21,454千円減額補正して476,958千円に、第10款 繰入金では、第1項 他会計繰入金を5,261千円減額し、第2項 基金繰入金を23,000千円増額し、差引17,739千円の増額補正となります。補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ2,377,517千円となるものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> |
|---------------|--|---|

| | | |
|--------|------|--|
| 日程第 25 | 末武議長 | <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 14 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 25 議案第 15 号 平成 20 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第 2 号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> |
| | 栗田町長 | <p>ただ今上程されました、議案第 15 号 平成 20 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第 2 号についてご説明申し上げます。59 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 62,268 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 303,868 千円とするものでございます。61 ページをお開きください。まず、歳出では、第 1 款 第 1 項 総務管理費を 400 千円減額し、1,753 千円に、第 2 款 第 1 項 医療諸費を 62,100 千円減額し、255,600 千円に、第 4 款 第 1 項 償還金を 232 千円増額し、45,215 千円とするものでございます。これに伴い歳入では、第 1 款 第 1 項 支払基金交付金を 24,627 千円減額し、134,525 千円に、第 2 款 第 1 項 国庫負担金を 30,973 千円減額し、74,528 千円に、第 3 款 第 1 項 県負担金 7,500 千円減額し、18,801 千円に、第 4 款 第 1 項 一般会計繰入金を 6,923 千円減額し、23,269 千円に、第 5 款 第 1 項 繰越金を 219 千円増額し、45,203 千円に、第 6 款 諸収入 第 3 項 雑入を 7,536 千円増額補正し、差引 62,268 千円の減額補正となり、補正後予算を歳入歳出それぞれ 303,868 千円とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 日程第 26 | 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 15 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 26 議案第 16 号 平成 20 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> |

| | | |
|--------|------|---|
| 日程第 27 | 栗田町長 | <p>議案第 16 号 平成 20 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第 1 号についてご説明を申し上げます。67 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 48,436 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 234,321 千円とするものでございます。69 ページをお開きください。まず、歳出の第 1 款 総務費の第 1 項 総務管理費を 2,617 千円追加補正し、第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金を 51,053 千円減額いたします。歳入では第 1 款 後期高齢者医療保険料 29,750 千円減額補正し、第 3 款 国庫支出金を 2,352 千円増額し、第 4 款 第 1 項 一般会計繰入金 21,038 千円減額補正いたします。歳入歳出それぞれ 48,436 千円減額補正し、補正後の歳入歳出の予算の総額を 234,321 千円とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| | 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 16 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> |
| | 栗田町長 | <p>日程第 27 議案第 17 号 平成 20 年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算 案 第 2 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 それでは、ただ今上程されました、議案第 17 号 平成 20 年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。歳入歳出にそれぞれ 30,785 千円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,950,847 千円と定めるものでございます。内容についてご説明申し上げます。82 ページをお開きください。歳出につきましては、第 1 款 総務費で 1,200 千円の減額、これは認定調査委託料の減額、第 2 款 保険給付費で 36,500 千円の減額、大きくは居宅サービス給付費で 18,000 千円、地域密着型介護サービス給付費で 7,000 千円、介護予防サービス給付費で 6,000 千円の減額、第 5 款 地域支援事業で 10,085 千円の減額、いずれも精査によるものでございます。第 6 款 基金積立金で 17,000 千円の増額、これは議案第 6 号 まんのう町介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てるものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金でございます。81 ページをお開きください。歳入についてでございますが、第 1 款 保険料につきましては、徴収見込み額</p> |

| | | |
|---------------|---|---|
| <p>日程第 28</p> | <p>栗田町長 末武議長 栗田町長 末武議長 栗田町長 末武議長</p> | <p>でございます。第 4 款 国庫支出金、第 5 款 支払基金交付金、第 6 款 県支出金、第 9 款 繰入金 一般会計繰入金については事業量の増減に伴いルール分を増減したものでございます。よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 17 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 28 議案第 18 号 平成 20 年度 まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 18 号 平成 20 年度 まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第 1 号について説明させていただきます。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,359 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 114,559 千円にしようとするものであります。今回の補正の主なものといたしましては、まんのう町診療所管理運営事業基金に 20,000 千円を積み立てる、20 千円を積み立てるために行うものでございます。歳入としてこれらに充てる財源として繰越金 20,359 千円を計上いたしております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>基金積立金 20,000 千円。</p> <p>すいません。訂正させていただきます。</p> <p>まんのう町診療所管理運営事業基金に 20,000 千円を積み立てるために行うものでございます。よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> |
|---------------|---|---|

| | | |
|---------------|-------------------------------------|--|
| <p>日程第 29</p> | <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> | <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 18号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 29 議案第 19号 平成 20年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算 案 第 2号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 19号 平成 20年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算第 2号についてご説明を申し上げます。97ページをお開きください。平成 20年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算第 2号は次に定めるところによるものでございます。第 1条 歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ 60千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 260, 370千円と定めるものでございます。104ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。一般管理費で 570千円を減額しようとするものであります。旅費で 70千円の減額、また消費税中間申告の実績に伴い、公課費で 500千円を減額しようとするものであります。また、公債費においては利子に不足が生じたので 510千円増額しようとするものであります。従いまして歳出総額につきましては 60千円を減額しようとするものであります。また、歳入につきましては繰越金より 60千円を減額させていただいております。よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> |
| <p>日程第 30</p> | <p>栗田町長</p> | <p>ただ今議題となっております、議案第 19号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 30 議案第 20号 平成 20年度 まんのう町下水道特別会計補正予算 案 第 1号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 20号 平成 20年度 まんのう町下水道特別会計補正予算 案 第 1号について提案理由を申し上げます。補正予算の主な内容は中讃流域下水道処理施設の増設に伴う建設事業負担金について、21年度に繰越して支出することが必要となったため繰越明許費を計上するものでございます。その内訳として一般管理費の負担金補助及び交付金の中讃流域下水道建設負担金のうち 21年度繰越明許費で 2, 700千円を計上するものでございます。以上、ご審議いただきご議決賜りますよ</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| <p>日程第 31</p> | <p>栗田町長 末武議長</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>本屋敷議員</p> | <p>うよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 20 号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 31 議案第 21 号 平成 20 年度 まんのう町浄化槽整備 推進事業特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 21 号 平成 20 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 案 第 1 号について提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ 15,780 千円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 92,120 千円とするものでございます。補正予算の主なものは浄化槽設置整備費における浄化槽設置基数の減によるものでございます。歳出の内訳では業務管理費の負担金補助及び交付金で設備資金融資の利子補助金の減により 50 千円を減額、浄化槽設置整備費の工事請負費で浄化槽設置基数が 50 基から 37 基に減少したことにより 15,500 千円を減額、また、公債費の償還金利子の減により 230 千円を減額するものでございます。歳入の内訳では、浄化槽設置整備基数の減に伴い分担金及び負担金の受益者負担金で 1,090 千円を減額、国庫補助金で 5,389 千円を減額、県補助金で 1,617 千円を減額、一般会計繰入金で 2,189 千円を減額、町債で 6,000 千円を減額するものでございます。また、繰越金で 83 千円を増額、諸収入の消費税還付金で 422 千円を増額するものでございます。以上、ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3 番 本屋敷崇君</p> <p>すいません、1 点だけ、本年度の設置基数と本年度で整備事業終わりますけども、対象戸数に対して何パーセント進んだかとい</p> |
|---------------|---|--|

| | |
|--------------------|--|
| <p>栗田総務 課長</p> | <p>それでは私の方から、平成21年度のまんのう町当初予算の概要につきましてご説明申し上げます。お手元にお配りしておりますA4の縦でございますが、まんのう町、平成21年まんのう町当初予算の概要に従いましてご説明申し上げます。まず、1ページをお開きください。一般会計予算総額は8,761,000千円でございます。前年度対比で182,400千円、率にして2.0%の減少といたしております。特別会計につきましても、第1表で平成21年度当初予算規模を表示しておりますのでお目通しを願います。一般会計につきましては、かりんの丘公園整備、長炭小学校耐震工事など大型事業が完了いたしました。加えまして今回、少額ではございますが消耗品につきましても前年度対比95%、基本的にはどの課におきましても95%の予算計上をするというようなことで計上をいたしております。一方、国民健康保険等社会保障制度関係への負担金、繰出金の増加や健康生きがい施設整備工事や長尾会館改修工事など新たな実施事業により、減少幅におきましては2.0ということになっております。2ページをお開きください。一般会計の歳入歳出でございますが、歳入につきましては第2表で款ごとの金額を前年度と対比して示しております。景気の後退により第1款の町税は1,856,313千円を計上しております。前年度比で43,353千円の減少でございます。第2款地方譲与税は21年度より、道路特定財源一般財源化に伴い名称変更で地方揮発油譲与税となります。ただし、前年度課税分で平成21年度に譲与される見込み額は地方道路譲与税として計上いたしております。額の内訳につきましては、予算書の12ページにしるしてありますのでお目通しを願います。地方譲与税をはじめ交付金のほとんども減額をいたしております。第10款地方交付税につきましては、普通交付税分は国の施策により53,800千円程度の増額の3,283,000千円を見込んでありますが、特別交付税分の合併措置分が合併後3年間の措置であるため平成20年度で終了いたし、その金額が110,000千円減額でございます。そういうことで金額が262,000千円でございます。総額といたしまして前年度より56,200千円少ない3,545,000千円を計上いたしております。第14款、第15款は事業による国、県からの補助金でございます。第18款繰入金は収入不足による財源確保として財政調整基金より266,000千円の繰入を行っております。第21款町債は対前年度比21,500千円増の884,000千円といたしております。これは地方交付税不足分の財源補填であります、第2の地方交付税と言われておりますが臨時財政対策債が158,000千円増額し、504,000千円となったのが要因でございます。合併特例債、過疎、辺地債など出来るだけ負担の少ないものの活用を行っております。</p> <p>歳出につきましては、6ページに目的別内訳書を款ごとに表示いたしております。最も多いのは民生費でございます2,426,908千円で、全体の27.7%と4分の1以上を占めております。第4款衛生費は前年度比8.1%と伸びておりますが、これは主なものとしたしましては健康生きがい施設運営事業やかりん温泉施設改修工事の計上によるものでございます。第8款土木費、第10款教育費は大きな減額でございますが、これは大型事業が完了したことによるものでございます。他の詳細につきまして</p> |
|--------------------|--|

| | |
|---------------|--|
| <p>栗田総務課長</p> | <p>しては8ページ以降の各款ごとに概要の部分でご説明を申し上げます。7ページに性質別内訳を表示いたしております。まず、義務的経費の中の人件費は職員の減少により減額いたしております。また、公債費も減額いたしました但扶助費の増額により総額では30,000千円ほどの減少となっております。投資的経費は大型事業の完了により多額の減少となっております。全体に占める割合も12.1%と前年度より2.7ポイント少なくなっております。その他の経費で物件費はオフトーク通信がなくなったことにより3.2%減少いたしました但、維持補修費が25,780千円、率にして28.3%の増でございます。これにつきましては、本年度にこの内容の見直しを行ったためでございます但前年度と同じ内容であれば金額にして1,163千円の増でございます。繰出金が大きく増加しております但これは国保などの特別会計への増額によるものでございます。この表からも社会保障制度関係の伸びが見て取れるわけでございます。8ページからは款別の内容を示しております。主に増額のものにつきましてご説明をいたします。第1款 議会費は144,637千円、2,376千円の増でございます。第2款 総務費は1,245,535千円、前年度比56,468千円の減でございます。第1項の総務管理費は、25,883千円と減少しております但、一般管理費で退職手当組合負担金が制度改正によりまして増額をいたしております。財産管理費では、庁舎関係の保守委託料の見直し、また長炭小学校の借地の売買などで18,882千円減額いたしました。企画管理費では、塩入温泉の新たな源泉調査費3,500千円を計上いたしております。自治振興費では本年度実証運行するデマンド乗合タクシーの負担金として26,000千円計上いたしております。情報通信費の減額は事業の完了により28,325千円の減額、町民会館費で琴南地区の町民文化ホールの修繕料として3,922千円の増加でございます。第2項 徴税費は本年度比で51,986千円の減額をいたしております。第4項 選挙費の増額は本年度実施される衆議院選挙や農業委員会委員の選挙によるものでございます。続きまして第3款 民生費は2,426,908千円前年度比197,084千円の増額でございます。第1項 社会福祉費で国民健康保険特別会計繰出金で120,542千円、後期高齢者広域連合給付費負担金で36,975千円増加いたしております。また、介護保険特別会計繰出金でも37,051千円の増でございます。隣保館費には長尾会館の増改築で54,600千円を計上いたしました。第2項 児童福祉費の中で保育所の3歳児未満の増加による賃金、運営委託料が増額いたしております。第4款 衛生費は876,610千円、65,350千円の増加でございます。第1項 保健衛生費では本年度より始まる健康生きがい施設運営事業費47,854千円の計上をいたしております。また、健康づくり温泉事業費ではかりん温泉施設改修工事費60,000千円を計上いたしております。環境衛生費では町設置型を終了したため、4,250千円、合併浄化槽設置事業補助金増額いたしました。第6款 農林水産業費は859,782千円対前年度で55,410千円の増加でございます。第1項 農業費の農業振興費で有害鳥獣駆除事業で新たな町単独のいのししの捕獲補助などを含め565千円増額いたしております。農地費では平成20年度で完了いたしまし</p> |
|---------------|--|

| | |
|---------------|--|
| <p>栗田総務課長</p> | <p>た国営農地防災事業の負担金として96,700千円を計上いたしております。第2項の林業費の林道事業費で笠形線開設事業の事業量の増により35,591千円の増額をいたしております。なお、塩入三野線関係の事業を2つ計上いたしておりますが、開設事業につきましては国庫補助、改良事業にいたしましては単県事業でございます。第7款 商工費は127,091千円で34,740千円の増でございます。第1項 商工費で補助金付商品券の発行による事業量の増で43,746千円の増加の計上をいたしております。第8款 土木費は520,273千円で150,036千円の減少でございます。第2項 土木管理で新規事業で橋梁長寿命化計画策定委託料として3,000千円、道路橋梁新設改良費で新規の国庫補助事業費で町道造田六地藏線改良工事で60,113千円を計上いたしております。第3項 河川費で新たに河川改良費を計上、町管理河川の整備工事費として6,040千円を計上いたしております。第4項 都市計画費はかりんの丘公園整備の完了によりまして195,857千円の減少をいたしておりますが、公園費でかりんの丘公園管理関係などで臨時職員、賃金等で3,991千円の増額計上をいたしております。第9款 消防費は479,647千円で35,908千円の減少でございます。第1項の消防費で仲多度南部消防組合負担金23,466千円の減少をいたしております。第10款 教育費は990,996千円で259,041千円の減少でございます。第3項 中学校の学校建設費で満濃中学校改築工事基本構想委託業務で30,000千円を計上いたしております。第5項 社会教育費では少年育成センター事業費で9,069千円を計上いたしております。第6項 保健体育費では給食場費で材料費の高騰により需用費が5,818千円の増となっております。第12款 公債費につきましては1,052,069千円、37,232千円の減でございます。起債の償還につきましては利率の高いものは繰上償還を進めております。まあ、そういうことによりまして通常償還分は減額いたしております。第13款 諸支出金は29,136千円、1,717千円の増でございます。第2項 公営企業費で競艇組合負担金7,210千円計上いたしておりますが、競艇事業収入を9,596千円を見込んでおりまして、差引は黒字という、この部分につきましては黒字を見込んでおります。第3項 基金費で廃校利用による学校教育施設整備基金を新たに設立し652千円を計上いたしました。また、ふるさと応援基金も新設いたし、102千円を計上、各種基金の状況は23ページの方にお示しをいたしております。第14款 予備費は5,000千円で前年度と同額でございます。以上簡単ではございますが、平成21年度の予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいりません。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>末武議長 本屋敷議員</p> | <p>3番 本屋敷崇君</p> <p>まず、議長の方にはお願いなんですけども、予算を審議するにあたりまして執行部の方に資料を求めたいんですが、予算というのは事業の積上げであるわけですから、事業系の予算においては事業別の予算の20年度と21年度の対比の予算、節ごとの施設管理費の20年度と21年度の対比の予算、負担金の一覧これも20年度と21年度の予算、臨時嘱託賃金の一覧これも20年度と21年度の対比についての資料をいただきたいなど、でないとなかなか十分な審議が出来ないではないかと思う部分で1点お願いしたいと思います。それとあの、もう1つ議長にですけれども議会費の費用弁償の件ですけれども、札幌地裁の方で費用弁償においては違法であるというような判例が出たこともありまして、全国的に議会の費用弁償においては見直しの傾向にありますので、是非ここは一度見直していただきたいなと思いますのでまた審議していただきたいなと思います。</p> <p>それと執行部の方に質問させていただきます。これからの町の税収の推移を考えればですね、総合計画の資料では2017年には3000人の人口減、その内65歳以上の老年人口が30.9%から39.5%に増えると考えてられています。そのことからいけば生産人口の減少は当然であり、税収は減になると考えられます。その中でですね、今、現在、21年度の当初予算においては87億6千百万円という予算がついておりますが、近隣町を見ますと19年度の決算ベースにおきまして人口2万4千人の多度津町で76億円の決算、1万7千人の宇多津町で54億円の決算、3万人の三木町でさえ88億円の決算、合併をしたことを加味してもですね、現在、うちの町が100億近い決算になっているのは今後のことを考えればどうなのかと、今後、10年後に合併して10年後、2018年ですかね、には合併特例の交付金措置がなくなって1町だけの交付金措置になることから考えれば、今のように公債費を上げていくことになると一気に公債費比率が増えることも可能性として考えられます。であるならば今現在の町の予算としてはなるべく7年後にむけてですね、どんどん一般予算は減少傾向に向かうのが望ましいと思うのですが今の87億6千百万という予算が妥当な線なのかどうかということをお聞きさせていただきたいなと思います。まあ、私が思うには町税を下げてですね、町税を下げて支出の部分としては当然義務的経費も職員減であったりですね、そういったところから削ってはいかないかんですけれども、委託費であるとか、臨時嘱託賃金であるとかそういったところをもう少しですね、今、220人の職員がいるうちにやっておかないと人数が減ってからでは、職員の能力向上の場というのが少なくなってきますので今のうちから委託料等々を自分らの手によって精査していくということをしていかなければいけないのではないかと思います、その辺についてどう考えられるかについてお聞きしたいと思います。</p> |
| <p>末武議長 栗田課長</p> | <p>総務課長 栗田昭彦君</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えします。議員さんのおっしゃれることは要するに予算をいかに削減していくかというお話に尽</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>栗田総務課長</p> <p>末武議長</p> | <p>きるというふうに理解をいたしました。まんのう町におきましては2万人の人口にしては87億の予算としては確かに他町に比べてですね、金額的には多いというのは私も承知をいたしております。先ほど私の中でも申し上げましたが、一番多く占めるのが民生費、それからあとはですね、繰出金、まあ、この繰出金につきましてもこれは特別会計への繰出金でございまして、いずれも社会保障制度に対する支出がまんのう町の場合かなり多いのではないかと考えております。これにつきましては扶助費的な性格のものでありまして法律で定められた部分の中で支出をしなければいけないという部分がございます。まあ、そういう意味でまんのう町の先ほど議員さんおっしゃられましたような高齢人口の増加とかまあそういう部分でですね、ますます扶助費は上がってくるのではないかと、今の制度が継続すればの話ですけれどもそういうような考えは私も持っております。で、一方ですね、それに対する財源裏づけと申しますか、これはあの結構起債に頼っている部分がございます。ただ、まんのう町の場合、資料でもお配りしておりますが98億前後の起債残高になるんですが、一方ですね、実質公債比率は14.2%というふうに、まあまあ安定した数字を示しております。ということは元利償還に対する地方交付税措置がある程度高いものの起債の発行をしているというふうに考えていただければいいと思います。ですから借金が多いからと申しましてですね、それだけ負担が大きくなるというような直接そういう部分には、つながるようなことはないかと考えております。いずれにいたしましても歳出削減というのは非常にその大事な部分というように承知いたしております。お話の中にも臨時職員が多いという話も出てきましたが、まあ、この1つの要因としては教育委員会関係ではですね、手厚い、どういうんですか、児童たちの教育をするということで制度上臨時職員、職員の定数を保持するというような制度もあるというふうに聞いております。また、加えまして町の職員の中で定数管理により職員削減を進めておりますが、具体的に申し上げますと給食婦さんなんかはですね、職員としては採用いたしておりません。ただ、給食婦さんがですね、そしたらその正規の職員の方が辞めたらですね、その残った方でその業務を出来るかという点ですね、それはやっぱり物理的に出来ない部分があります。そういう意味でですね、どうしても、臨時対応しなければいけないパートも出てくるのはこれはしかたのない部分がございます。そういう意味で臨時職員の方がですね、増えるということも事実ということでございます。まあ、その辺も出来るだけ最少の人件費に留めたいというふうに思っております。それからですね、町単独事業、町単独事業につきましては町長さんの施政方針の中にもありましたが、まあ、権利と義務ということもですね、当然考えていかなければいけない部分もありまして、そういう部分もまた見直しをする必要があるというふうに考えております。いずれにいたしましても財政改革というのは非常にその最重要な部分でございますので、今後いろんな形でですね、努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。</p> <p>3番 本屋敷崇君</p> |
|---------------------------|--|

| | | |
|---------------|---|---|
| <p>日程第 33</p> | <p>本屋敷議員</p> <p>末武議長 栗田総務課長</p> <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> | <p>詳しい説明をいただいたわけですが、担当課長として一般会計が87億というのが多いのではないかというご指摘もありましたけれども、今回も一般会計の予算を見てもですね、委託料としても2千万増えていたりですね、まあ、こういった部分においては土木の設計であったりとかですね、そういうところの部分はキャドというシステムもはいつていますので、そういった部分で職員によってするとかですね、そういったことをしていく必要性がどうしてもうちの様な財政力の低いところでは必要になってくるのではないんかと思うんですが、その点はどう考えてますでしょうか。</p> <p>総務課長 栗田昭彦君</p> <p>本屋敷議員さんのご質問でございますが、私の方からお答えするのは相対的なお答えしかできません。まあ、技術的なことにつきまして担当課長さんのお考えもありますので、私は相対的な考えしか申し上げられませんが、これは当然ですね、今ある町の設備等を利用いたしまして職員の能力をいかしてですね、出来るだけ委託料は減額すべきだというふうに考えております。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第22号は総務常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第33 議案第23号 平成21年度 まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第23号 平成21年度 まんのう町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。</p> <p>115ページをお開きください。歳入歳出予算であります、第1条 事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ2,495,000千円と定めるとするものでございます。また、第2項で直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を32,200千円とするものでございます。また、第2条で歳出予算の流用についてを定めております。118ページをお開きください。歳出予算の第1款総務費で第1項 総務管理費7,941千円、第2項 徴税費618千円、第3項 運営協議会費で457千円を計上し、第2款保険給付費では第1項 療養諸費1,616,837千円、第2項 高額療養費194,100千円、第3項 移送費2千円、第4項 出産育児一時金10,640千円、第5項 葬祭諸費2,400千円を計上いたしております。第3款 後期高齢者支援金等は205,302千円、第4款 前期高齢者納付金等340千円でございます。第6款 介護納付金に100,000千円、第7款 共同事業拠出金327,121千円、第8款第1項 特定健康診査等事業費8,716千円、第2項 保健事業費11,312千円を計上し、第9款 基金積立金に111千円、第11款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金2,103千円、第</p> |
|---------------|---|---|

| | | |
|---------------|-------------------------------------|---|
| <p>日程第 34</p> | <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> | <p>2項 繰出金に6,500千円を計上いたしております。第12款 予備費500千円を見込んでおります。歳入では、第1款 国民健康保険税で404,007千円、第2款 使用料及び手数料で101千円、第3款 国庫支出金 第1項 国庫負担金428,546千円、国庫補助金140,694千円を見込んでおります。第4款 療養給付費交付金で164,247千円、第5款 前期高齢者交付金653,023千円、第6款 第1項 県負担金16,137千円、第2項 県補助金77,798千円を見込んでいます。第8款 共同事業交付金で346,111千円を計上し、第9款 財産収入で110千円、第10款 繰入金 第1項 他会計繰入金 第2項 基金繰入金合わせて262,543千円、第11款 繰越金1千円、第12款 諸収入では第1項 延滞金加算金及び過料501千円、第2項 預金利息110千円、第4項 雑入1,071千円を計上し、歳入歳出予算それぞれの合計を2,495,000千円とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第23号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第34 議案第24号 平成21年度 まんのう町老人保健特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第24号 平成21年度 まんのう町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>145ページをお開きください。歳入歳出予算であります。第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,682千円と定めるものでございます。第2条では歳出予算の流用について定めております。147ページをお開きください。まず、歳出からありますが、第1款 総務費で10千円、第2款 医療諸費で24千円、第4款 諸支出金で第1項 償還金、第2項 繰出金、第3項 自賠責保険求償手数料合わせて34,647千円を、第5款 予備費千円を計上いたしております。次に歳入であります。第1款 支払基金交付金4千円、第2款 国庫支出金2千円、第3款 県支出金2千円、第4款 繰入金9,961千円、第5款 繰越金24,707千円、第6款 諸収入6千円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34,682千円とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
|---------------|-------------------------------------|---|

| | | |
|--------|--------------|---|
| 日程第 35 | 栗田町長 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 24 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 35 議案第 25 号 平成 21 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> |
| | 栗田町長 | <p>ただ今上程されました、議案第 25 号 平成 21 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。</p> <p>155 ページをお開きください。歳入歳出予算であります、第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 26,000 千円と定めるものでございます。157 ページをお開きください。まず、歳出では、第 1 款 総務費で第 1 項 総務管理費 1,147 千円、第 2 項 徴収費 599 千円、第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金として 257,853 千円、第 3 款 諸支出金として 201 千円、第 4 款 予備費 200 千円を計上いたしております。次に歳入であります、第 1 款 後期高齢者医療保険料 166,020 千円、第 2 款 使用料及び手数料 2 千円、第 4 款 一般会計からの繰入金 93,972 千円、第 5 款 繰越金 千円、第 6 款 諸収入 5 千円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 260,000 千円とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| | 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p> |
| | 谷森議員 | <p>後期高齢者医療制度は、県の方に、広域連合いうんですか。ここへ移ったわけですが、そういう中で医療費については一般会計から支出しておいて、そしてこの後期高齢者の会計から事務費いうんですか。広域連合会へ納付が 2 億 5 千 7 百万と、そういう中で、それから保険料は収入の保険料は入っておるわけですが全体として老人保健が後期高齢者と分離されて、当然今まで</p> |
| | | |

| | | |
|--------|----------------------|---|
| 日程第 36 | 谷森議員 | <p>でしたら、被扶養者であったんが全て被扶養者保険の扶養者から強制的になって、するようになってそれで生きとる限りは保険料を払わないかんと、こういうような実態ですので当然保険料の収入が増えたかと思うわけですが、そういう中で保険料と医療費とそれから広域連合会へ納付する人件費かと、まんのう町の負担金かと思うんですが、全体を見て分離されてまんのう町にとって財政的に良くなったのか、あまり変わらないのか、逆に悪くなったのかお尋ねいたします。</p> |
| | 末武議長 寶智福祉 保険課長 | <p>福祉保険課長 寶智俊史君 谷森議員さんのご質問ですが、今まだ、平成20年の4月から始まりまして、決算はまだあがっておりません。検証がまだ出来ておりませんが、ただ旧の老人保健の中ではまんのう町で30億近い支払がありました。それで県全体で今やっておるわけなんで、まんのう町は高齢化率が高こうございます。30%を超えております。香川県として均衡をとる意味で広域連合を作ったわけですので、まんのう町としては若干支出が軽くなるのかなあという感じはいたしております。以上です。</p> |
| | 末武議長 | <p>他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第25号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> |
| | 栗田町長 | <p>日程第36 議案第26号 平成21年度 まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました、議案第26号 平成21年度 まんのう町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2,211,400千円と定めるものでございます。167ページの事項別明細をご覧ください。まず、歳入の主なものについて申し上げます。第1款 保険料として311,597千円、65歳以上の第1号被保険者の保険料として納付いただいております。第2款 分担金及び負担金として1,963千円、地域支援事業に係わる利用者負担金でございます。第4款 国庫支出金として561,097千円、第5款 支払基金交付金として670,668千円、これは40歳から64歳までの第2号被保険者から納付いただいております。第6款 県支出金として329,548千円、第9款 繰入金については336,321千円、一般会計より294,821千円、給付費について介護保険財政調整基金より41,500千円の繰入金を計上させていただいております。次に歳出についてでございますが、168ページをご覧ください。第1款 総務費で21,112千円、第2款 保険給付費で2,153,854千円、第5款 地域支援事業費で35,830千円、第8款 予備費で300千円、第9款 諸支出金で102千円を計上させていただいております。</p> |

| | |
|------------------|---|
| 栗田町長 | <p>す。 介護保険特別会計予算の前年対比は345,300千円の増、伸び率18.5%となっております。21年度予算につきましては、高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画の事業量推計に基づいて計上いたしております。介護給付の伸びにつきましては介護サービス利用者の増、介護従事者への報酬改定等が主な要因でございます。よろしくご審議ご議決賜りますようお願いいたします。</p> |
| 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。</p> |
| 谷森議員 | <p>谷森哲雄君 基金でございますが、この予算書には載ってないようなのでお尋ねするんですが、今現在、介護保険の財政調整基金の積立はいくらありますか。</p> |
| 末武議長 細川健康増進課長 | <p>健康増進課長 細川憲志君 失礼します。今の谷森議員さんのご質問にお答えします。昨年の12月の補正予算で3千5百万円の上乗せしまして今現在、基金総額、それまでは1億1千9百万、はっきりした数字は覚えていませんけど、それぐらいで、それ足しまして1億5千ちょっとの金額がございます。</p> |
| 末武議長 谷森議員 | <p>谷森哲雄君 先ほどもお尋ねいたしました。この基金については保険料を上げるのをある程度抑制するために取崩すと、というような基金であるというふうに私は聞いておるんですが、もし、正しいのであればやはり、被保険者の保険料の負担を軽減するために適正な基金の取り崩しして会計へ繰入するというんですか、そういうことが望ましくないかと思うんですがいかがですか。</p> |
| 末武議長 細川健康増進課長 | <p>健康増進課長 細川憲志君 失礼します。谷森議員さんの質問にお答えします。先ほど提案理由の中でも申し上げましたように繰入金の中で、41,500千円、基金からの繰入金を計上させていただいておりますが、それが介護保険会計の中でそれが保険料と負担分を充当するものでございます。先ほど介護保険の条例の一部改正の時に申し上げました1億5千万についてはですね、あれは3年間で取崩していくという計算でございますので、だいたい3分の1ずつ取崩していくのかなということで、実際にやってみないとこれは推計ですのでわかりませんが、一応そういうことで考えております。</p> |

| | | |
|---------------|---|---|
| <p>日程第 37</p> | <p>末武議長</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p> <p>谷森議員</p> | <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 26 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 37 議案第 27 号 平成 21 年度 まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 27 号の提案理由を申し上げます。診療所特別会計における平成 21 年度の予算案につきまして歳入歳出の予算額を歳入歳出それぞれ 96,400 千円にしようとするものでございます。前年度当初予算と比較してみますと 2,200 千円の増、前年度対比 2.3% の増となっております。21 年度予算を編成するにあたりましては施設の管理等に要する経費及び診療に要する経費等を基に予算計上したところでございます。歳入についてご説明申し上げます。第 1 款 診療収入につきましては 80,500 千円を計上し、前年度対比 6,500 千円の減、7.5% の減となっております。第 2 款 使用料及び手数料につきましては 740 千円を計上し、前年度と同額でございます。県支出金につきましては 4,200 千円を計上し、前年度対比 3,465 千円の増となっております。これは造田診療所の内視鏡システム一式を更新するため僻地診療所設備整備費助成事業の採択を受け実施することにより増額となるものでございます。第 7 款 繰越金につきましては 10,757 千円を組み入れております。次に主な歳出についてご説明いたします。第 1 款 総務費につきましては 56,264 千円を計上し、前年度対比 1,166 千円の増、2.1% の増となっております。これは主に人事院勧告に基づく医師の給与の改善により増額となるものでございます。第 2 款 医療費につきましては 39,675 千円を計上し、前年度対比 1,157 千円増の 3.7% 増となっております。これは主に、内視鏡システムを更新するための費用により増額となるものでございます。第 3 款 施設整備費につきましては 260 千円とし、前年対比 40 千円の減、13.3% の減となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p> <p>1 点だけ質問させていただきます。代診医の制度がありまして、確か坂出の市民病院から代診医の先生が来られよるかと思いま</p> |
|---------------|---|---|

| | | |
|---------------|--|--|
| <p>日程第 38</p> | <p>谷森議員 末武議長 米田琴南 支所長 末武議長 栗田町長</p> | <p>すが、たぶん外科の先生が来られとるわけですが、受診者の声を聞きますとやはり内科の先生がいいと、こういうような声を聞くんですがこれは、まんのう町としていわゆる内科の先生を派遣してほしいと、こういうことが要請いうんですか、要望できるのかどうかお尋ねいたします。</p> <p>琴南支所長 米田能久君</p> <p>谷森議員さんのご質問にお答えします。私も昨年の1月から琴南支所ということで勤務いたしております。それ以前から坂出市立病院の先生が、第2、第4の木曜日に美合の診療所の方で代診医として勤めていただいておりますけれども、継続的に勤められておるといことでその外科の先生が、内科に変えることができるかどうかというのは確証がございませんのでまた、今後検討させていただきます。</p> <p>他に質疑ありませんか。 (なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第27号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第38 議案第28号 平成21年度 まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第28号 平成21年度 まんのう町簡易水道特別会計予算案についてご説明申し上げます。199ページをお開き下さい。平成21年度まんのう町簡易水道特別会計予算は次に定めるところでございます。第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ261,800千円と定めるものでございます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。第2条 一時借入金の限度額は地方自治法235条の3第2項の規定により30,000千円と定めるものでございます。21年度につきましては、前年度と比較しますと800千円の増、前年対比0.3%の増となっております。21年度の主な事業につきましては、造田浄水場の機能強化を図る措置といたしまして20年度に引き続き21年度においても取水施設工事として11,500千円を実施したいと考えております。また、塩入簡易水道事業において県道丸亀三好線拡張工事に伴います配水管の敷設替工事として11,000円を実施したいと考えております。207ページをお開き下さい。歳出の方からご説明いたしますが、一般管理費につきましては本年度予算42,665千円を計上し、職員4人分の人件費及び事務的な経費であります。本年度は新規に役務費において水道施設設備に対して落雷等による被害が生じた場合のために施設損害保険料2,424千円を計上いたしております。また、208ページ施設管理費につきましては本年度予算48,</p> |
|---------------|--|--|

| | |
|----------------|---|
| 栗田町長 | <p>180千円を計上し、主として施設の管理運営に伴う経費でございます。また、次の施設整備費についてであります。本年度予算25,501千円を計上いたしております。先ほど申しましたが、造田浄水場の機能強化を図るため委託料で1,500千円、工事請負費で10,000千円を計上いたしております。また、塩入簡易水道事業において県道丸亀三好線拡張工事に伴います配水管の敷設替工事として委託料で1,500千円、工事請負費で9,500千円を計上いたしております。その他国道等工事に伴う配水管移設工事による修繕費で2,000千円、原材料費で1,000千円を計上いたしております。公債費につきましては、起債の償還金として元金と利子で143,552千円を計上いたしております。また、予備費で1,900千円を計上し、歳出合計261,800千円といたしております。次に歳入であります。205ページをお開き下さい。分担金及び負担金で、930千円を計上いたしております。また、使用料及び手数料につきましては148,483千円を計上いたしております。また、繰入金につきましては111,185千円を計上しております。そのうち、起債の償還分として、また高料金対策費用として一般会計より106,185千円を計上しております。また、基金繰入金で5,000千円を計上いたしております。その他繰越金で900千円、諸収入で302千円を計上しております。歳入合計といたしましては261,800千円といたしております。よろしくご審議ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。</p> |
| 本屋敷議員 | <p>3番 本屋敷崇君 前の全協です。上水道の方で高度処理施設を入れた場合に、高度浄水処理施設を入れた場合に簡易水道の方にも使用料を上げる予定であるというお話があったんですけども、水道事業会計の方では高度処理浄水設備の事業費は載っているんですが、歳入の方としては、使用料としては増額になっていないんですけどもこれはどういうことでしょうか。</p> |
| 末武議長 宮地水道課長 | <p>水道課長 宮地隆君 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。全協等でそういったお話をさしていただいたんですが、借入等々の費用が伴いますので、だいたい平成23年以降になろうかなと思っております。従いまして本年度につきましてはそういった状況はみられませんので、現在の状況の使用料で徴収していく形で、予算編成をさしていただいております。</p> |
| 末武議長 | <p>他に質疑はありませんか。</p> |

| | | |
|--------|--------------|--|
| 日程第 41 | 栗田町長 末武議長 | <p>収入は1千円ずつ計上いたしております。また、第2条では一時借入金の借入の最高額を定めております。以上、平成21年度の農業集落排水特別会計予算につきまして、ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第30号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第41 議案第31号 平成21年度 まんのう町浄化槽整備 推進事業特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> |
| | 栗田町長 末武議長 | <p>ただ今上程されました、議案第31号 平成21年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。平成21年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ67,100千円とするものであります。歳出予算では、総務管理費で10,214千円を計上、そのうち一般管理費で10,164千円を計上、主な内訳として人件費で8,930千円を計上、役務費は口座振替手数料で100千円、負担金補助及び交付金は人件費分1,020千円及び県協議会負担金で100千円を計上いたしております。また、業務管理費では設備資金融資利子補給補助金で50千円を計上いたしております。施設費では38,138千円を計上、そのうち施設整備費で2,000千円を計上、内訳として浄化槽改修費の工事請負費1,000千円、放流ポンプ設置補助金で1,000千円を計上しております。また、施設管理費で36,138千円を計上、内訳として需用費の消耗品代及び修繕費で1,200千円を計上、設備の点検、清掃、管理委託料で30,490千円、浄化槽センター検査業務委託料で4,448千円を計上いたしております。公債費では18,348千円を計上、その内訳として起債償還金の元金で11,723千円、利子で6,625千円を計上、また、予備費で400千円を計上いたしております。歳入予算では、内訳として浄化槽使用料で22,200千円、一般会計繰入金44,898千円を計上、また、繰越金、諸収入は1千円ずつを計上しております。また、第2条では一時借入金の借入の最高額を定めております。以上、平成21年度の浄化槽整備推進事業特別会計予算案につきまして、ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> |

| | | |
|--------|--|---|
| 日程第 42 | 末武議長 | これより、質疑にはいります。 |
| | | 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 |
| | | 質疑はありませんか。 |
| | 3 番 本屋敷崇君 | |
| | 本屋敷議員 | 20年度において整備事業は終わったわけですが、これから管理業務が続いて行くということになると思いますが、一般会計が年間約4千5百万から入れて管理していく形になっていくと思うんですけども、そういった中で使用料の見直しとかは議題に上がらなかったのかどうかだけお願いします。 |
| | 末武議長 | 環境保全課長 宮下一行君 |
| | 宮下環境 保全課長 | ただ今の本屋敷議員さんの使用料の見直しの検討あったかということでございますが、この使用料の分については事務事業評価の中でも各使用料、水道等も出ておりますけれど集落排水の使用料、そういったものと整合性の合う使用料を設定するというところで協議の中に入れて今検討をしておるところでございます。 |
| | 末武議長 | 他に質疑はありませんか。 |
| | | (なし) |
| | | これをもって質疑を終了いたします。 |
| | ただ今議題となっております、議案第31号は建設経済常任委員会に付託いたします。 | |
| | それでは、8時5分まで休憩いたします。 | 休憩 19時52分 |
| | 休憩を戻して会議を再開いたします。 | 再開 20時 5分 |
| | 日程第42 議案第32号 平成21年度 まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。 | |
| | 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 | |
| 栗田町長 | ただ今上程されました、議案第32号 平成21年度 まんのう町水道事業会計予算案をご説明を申し上げます。1ページをお開き下さい。第1条 平成21年度まんのう町水道事業会計予算を次のとおり定めるものとさせていただきます。第2条 業務の予定量を定めるものとさせていただきます。第3条 収益的収入及び支出を定めてさせていただきます。第4条 資本的収入及び支出を定めてさせていただきます。2ページをお開き下さい。第5条 企業債の借入について定めてさせていただきます。第6条 一時借入金の限度額は100,000千円と定めてさせていただきます。第7条 予算の流用禁止項目を掲げてさせていただきます。第8条 一般会計からの補助金の枠を定めてさせていただきます。 | |

| | |
|-------------|--|
| <p>栗田町長</p> | <p>第9条 棚卸資産の購入限度額を定めてございます。平成21年度まんのう町水道事業会計予算につきましての収益的収入及び支出につきましては19年度実績及び20年度の状況を勘案し、その実態に即した予算としています。10ページをお開き下さい。</p> <p>収益的収入であります。水道事業収益といたしましては242,771千円を計上し、そのうち給水収益の水道使用料といたしまして、229,450千円を計上いたしております。対前年比は2.2%の増となり4,870千円の増額でございます。</p> <p>12ページをお開き下さい。収益的支出でございますが、235,031千円を計上し前年度対比2.2%の増であります。その内、原水及び浄水費で65,610千円を計上いたしております。また、13ページから計上いたします配水及び給水費につきましては18,645千円、また総係費におきましては34,205千円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員4名分の人件費及び高屋原、四条浄水場における維持管理に伴う経費でございます。18ページをお開きください。資本的支出についてでございますが、476,089千円を計上し、前年度対比87.5%の増であります。その内、浄水設備改良費で335,000千円を計上いたしております。水道水の臭気除去対策を実施するため粒状活性炭による処理施設の整備事業として250,000千円を計上いたしております。委託料で14,000千円、工事請負費で236,000千円であります。自己水源確保事業として照井地区からの送水管敷設事業として工事請負費で85,000千円を計上いたしております。また、配水給水整備工事費といたしまして、20年度から実施しております石綿管の更新事業といたしまして59,000千円、その他老朽管の更新、下水道工事、国道438号改良工事に伴う水道管の敷設工事として19,000千円などを計上いたしております。また、その他、固定資産購入費3,780千円、企業債の償還金で59,309千円を計上いたしております。また、それらに伴います収入につきましては17ページに掲げておりますように工事負担金で5,400千円、補助金で84,723千円、企業債で217,000千円を計上いたしております。また、不足額168,966千円につきましては損益勘定保留資金等を充当することにいたしております。よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| <p>末武議長</p> | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第32号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| <p>日程第 43</p> | <p>末武議長 栗田町長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 齋部企画 政策課長 末武議長</p> | <p>日程第 43 議案第 33 号 工事請負変更契約の締結について 平成 19 年度まんのう町音声告知放送システム整備工事の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 33 号 工事請負変更契約の締結について 平成 19 年度まんのう町音声告知放送システム整備工事につきましてご説明申し上げます。この工事は本年 1 1 月の臨時議会におきまして第 1 回変更契約の締結について議決をいただき現在施工中であります、再度変更の必要が生じたので地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。</p> <p>変更内容につきましては、光ケーブルの宅内引込数の増とそれに伴う電送路の増設及び音声告知器台数の増等を行うもので 1 1, 8 8 8, 1 0 0 円を増額し、変更後の契約金額を 3 4 0, 2 5 9, 8 5 0 円とするものであります。契約の相手先は、香川県高松市西宝町 1 丁目 8 番 2 4 号 株式会社 四電工 香川支店 理事支店長 馬場浩一でございます。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3 番 本屋敷崇君</p> <p>今、町長の方から増減分がありましたけれども、具体的な数字を教えてくださいなと思います。</p> <p>企画政策課長、齋部正典君</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。今回の第 2 回目の変更の内容でございます。今回の議会の冒頭で所管事務調査報告の中で高木総務委員長さんよりご報告があったわけでございますが、その委員会の時は概算の数字でございました。今回、実質の精算設計になるということで、その後精査をいたしました。その内容を申し上げます。住宅用の申込数 1 7 1 件の申込がふえております。なお、サイレン吹鳴装置につなぐライン、引込工事が 3 0 件、トータル 2 0 1 件でございます。これがほぼ 1 千万近い数字になります。あとサイレン吹鳴装置につける装置、これは 3 ヶ所でございます。琴南が 1 ヶ所、満濃が 2 ヶ所でございます。あと幹線の延伸がございます。四芯ケーブルが 6 5 5 m、八芯ケーブルが 2 8 3 m、トータル 9 3 8 m の幹線延長を行っております。今回の事業は以上で全て完了することになります。よろしくようお願い申し上げます。</p> <p>2 番 小亀重喜君</p> |
|---------------|---|--|

| | |
|----------------------|---|
| 小亀議員 | <p>すいません。今回でほぼ最後だということなんで、これまでに音声告知放送の方の工事関係がもう前例が出来ている状態だと思いますのでお聞きしたいんですけど、例えば、その機器が音が出ないと等々の不具合等の報告がこれまでにあがっていないかということと、ちょっと工種的に違うのかも知れませんが今回の工事一式で瑕疵担保責任というか、例えば2年間不具合がおこりましたら施工者側で面倒を見ますよとか、いうあたりのそのメンテというか、アフター関係の取決めはどうなっているか、そのあたりはわかりましたら教えて下さい。</p> |
| 末武議長 齋部企画 政策課長 | <p>企画政策課長、齋部正典君</p> <p>小亀議員さんのご質問にお答えします。音声告知器の今までの音が出ないという苦情の問題ですが、これは少しございました。どういうケースがあるかと言いますと、コンセントを抜かれている方がいらっしゃるしまして、要はコンセントを抜きますと必然的に電池がですね、常時、通電状態になっていきます。2日か3日ぐらいで乾電池単3電池でございますのでこれがなくなると。そういうことで音が全く出なくなったというふうなのが、かなりございました。あと、線が複雑に絡み合ってコンセントから抜けたとかですね、コンセントの処理がお家の方で色々になったというのは何件かございます。それ以外での音が出ないというのは今のところ入ってきておりません。あと、瑕疵担保の件でございますが基本的には1年間は瑕疵担保がついてございます。設置者個人の方ですね、取扱のまずさで壊れたもの以外はですね、機器類の不都合、製品の不都合というのは業者の方で全て面倒を見ていただくということになっております。よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 末武議長 | <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りします。ただ今議題になっております、議案第33号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第33号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより、討論には入りません。</p> <p>討論はありませんか。</p> |

| | | |
|---------------|-------------|---|
| <p>日程第 44</p> | <p>末武議長</p> | <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 33 号 工事請負変更契約の締結について 平成 19 年度まんのう町音声告知放送システム整備工事の件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 44 議案第 34 号 まんのう町 国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> |
| | <p>栗田町長</p> | <p>ただ今上程されました、議案第 34 号 まんのう町 国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者であって、70 歳から 74 歳であるものにかかる一部負担金については平成 20 年 4 月 1 日以降、70 歳代前半の被保険者等にかかる一部負担金等の軽減特例措置実施要綱により取り扱っていたところですが特例措置実施要綱が一部改正されることに伴い、まんのう町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。具体的には、一部負担金 2 割を 1 割負担とするものであり、特例軽減措置を 1 年間延伸し、平成 22 年 3 月 31 日とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。</p> |
| <p>日程第 45</p> | <p>末武議長</p> | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 34 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 45 議案第 35 号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。</p> |

| | | |
|---------------|----------------------------------|--|
| <p>日程第 46</p> | <p>末武議長 栗田町長</p> <p>末武議長</p> | <p>提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第 35 号 教育委員会委員任命についての提案理由を申し上げます。本町教育委員であります、三原一夫委員の任期が、平成 21 年 5 月 12 日に任期満了となります。引き続き教育委員としてお願いいたしたく町教育行政の組織及び運営に関する第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>住 所 香川県仲多度郡まんのう町吉野 1 8 4 5 番地 2</p> <p>氏 名 三原 一夫</p> <p>生年月日 昭和 16 年 1 月 18 日</p> <p>以上、よろしくご審議賜りご同意賜りますようお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>お諮りします。議案第 35 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いを。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 35 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思いを。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今議題になっております、議案第 35 号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議あり)</p> <p>これより、議案第 35 号 教育委員会委員任命の同意についての件は、起立により採決いたします。</p> <p>本案に賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>(起立多数)</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よって、議案第 35 号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。</p> <p>日程第 46 意見書第 1 号 公的資金の繰上償還に係る要件の緩和等を求める意見書案を議題といたします。</p> |
|---------------|----------------------------------|--|

| | | |
|---------------|----------------------|--|
| | <p>末武議長 高木議員</p> | <p>提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 高木堅君 それでは、意見書第1号について提案説明をさせていただきます。公的資金の繰上償還に係る要件の緩和等を求める意見書案を、別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。 提出者 高木 堅、賛成者 黒木 保、同じく大西 豊議員。 提案理由といたしましては、地方財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、地方公共団体にとって重要な歳入項目の一つである地方債においては、長期低利の良質な資金を安定的に確保し、公債費負担の軽減を図る中で、財政の健全化に取り組んでいかなければならないのであります。このような中、平成21年度までの時限措置として公的資金補償金免除繰上償還制度が実施されておりますが、繰上償還に係る条件が厳しく、大きく公債費負担を軽減するにはいたっておりません。そのため、高利の公的資金にかかる地方債の繰上げ償還制度については、今後更に対象範囲の拡大や要件の緩和をはかるなど財政の健全性を確保することなどについて国に対して要望するものであります。</p> |
| <p>日程第 47</p> | <p>末武議長</p> | <p>なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。どうかよろしくお願ひしたらと思ひます。終わります。 これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第1号は総務常任委員会に付託いたします。</p> |
| | <p>高木議員</p> | <p>日程第 47 意見書第2号 インターネット上の 個人情報と人権擁護を求める意見書案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 高木堅君 それでは、意見書第2号について提案説明をさせていただきます。インターネット上の個人情報と人権擁護を求める意見書案を、別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。 提出者 高木 堅、賛成者 黒木 保、同じく大西 豊議員。 提案理由といたしまして、インターネットの普及が町民生活の多くの恩恵をもたらしていますが、その便利さは人々の幸せに貢</p> |

| | | |
|--------|------|---|
| | 高木議員 | <p>献する形であるべきであり、私たちは常に人権に配慮した活用を心がけなければなりません。平成20年8月から開始された グーグル、ストリート・ビューによる、街並み画像閲覧サービスは、プライバシー問題と人権侵害の観点から大きな社会問題となっております。</p> <p>この種のサービスは、世界的にもスタートさせていない国がほとんどという状況の中で、地域安全・治安・防犯・人権擁護の観点から、住民への深刻な人権侵害が懸念されております。そのため、当該サービスの現状把握、国民の意見を反映した業者指導など、新たな人権侵害を生まないよう法整備を行うことなどを国に対し要望するものであります。</p> <p>なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。どうかよろしくお願ひしたらと思ひます。終わります。</p> |
| 日程第 48 | 末武議長 | <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、意見書第2号は総務常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第48 意見書第3号 気候保護法の制定に関する意見書案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 黒木保君</p> |
| | 黒木議員 | <p>それでは、意見書第3号について提案説明をさせていただきます。気候保護法の制定に関する意見書案を、別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。</p> <p>提出者 黒木 保、賛成者 大西 豊、同じく高木 堅議員。</p> <p>提案理由としましては、近年、地球温暖化が進み気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況であります。昨年7月に開催されました洞爺湖サミットでは長期的に2050年に温室効果ガスを半減する必要があることが合意されました。そのために先進国は2007年のバリ合意にそって、今後、率先して大幅削減を実現しなければなりません。日本が確実に低炭素社会を構築するために、温室効果ガス削減の中・長期的削減目標を制定し、その目標を達成するための政策を包括的・統合的に導入・策定し実施していくための法律制定を国に対して要望す</p> |

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| | <p>黒木議員</p> <p>末武議長</p> <p>散 会</p> | <p>るものであります。</p> <p>なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由の及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、意見書第3号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>なお、次回会議の再開は3月5日午前9時30分といたします。</p> <p>本議場にご参集願います。</p> <p>本日はこれで散会いたします。どうも、ご苦労さんでした。</p> <p>散 会 20時36分</p> |
|--|------------------------------------|--|

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年3月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

